

鶴ヶ島市子ども・子育て支援事業計画

〈平成27年度～平成31年度〉

～ 中間年改訂版 ～

鶴ヶ島は 子どもと子育てする人を 元気にします

～ 安心して子どもを生み 育てることができるまち ～

本計画について、国の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十六年内閣府告示第百五十九号）」を踏まえ、計画期間の中間年（平成29年度）において、見直しが必要かどうかの検討を行った。国の指針では、実績値が計画における量の見込みよりも10%以上のかい離がある場合には原則見直しを行うこととなっているため、幼児期の教育・保育施設の提供体制、及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制のうち、放課後児童健全育成事業、時間外保育事業、病児・病後児保育事業について見直しが必要であると判断し、平成29年度第1回児童福祉審議会にて審議を行い、変更後計画案について承認を得た上で埼玉県へ協議を行った結果、平成30年3月末に県の承認を得たため、ここに計画の改訂版を発行するものである。 ※ 年度別見込量と確保提供総数の見直しを行ったのは、P44、45、46、49、50、51、52、57の計8ページ

平成30年4月

鶴ヶ島市

はじめに

子どもたちは、社会の希望であり、未来への力です。次代を担う子どもたちが、親や家族の愛情、地域社会の見守りや支え合いの中で、幸せに一步一步、自立した責任感ある社会人へと成長していくことは、市民全員の願いです。



しかし、核家族化や都市化の進行により、子育てが家族だけの問題となりがちな中で、子どもを産み育てることの負担や不安を十分に解消できていない状況にあります。

子どもの数が減っている背景には、従来の結婚観や家族観の変化に加えて、理想とする数の子どもを持ちたくとも持てない現実があります。計画策定にあたって実施した「鶴ヶ島市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果」からは、子育てに関する経済的負担の大きさや、子育てと仕事の両立の難しさ、子育てに関する相談先の少なさなど、社会全体で解決すべき課題が浮かび上がってきました。

このような状況を改善し、子育てを社会全体で支援していくことを目的として、「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

市では、子育て世帯を取り巻く状況や幼児期の教育・保育等に対するニーズを踏まえ、地域で安心して子どもを産み育てることができる環境の整備を目指し、「鶴ヶ島市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

次代を担う世代が住みたい、住み続けたいと思える子育て環境の充実したまちづくりを、今後も市民や地域、関係機関・団体の方々との連携を図りながら推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に際しまして、貴重なご意見やご提言をいただきました鶴ヶ島市児童福祉審議会委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました多くの皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

平成27年3月

鶴ヶ島市長 藤縄善朗

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	2
(1) 計画の法的根拠・性格	2
(2) 計画の対象	3
(3) 計画の期間	3
3 鶴ヶ島市の状況	4
(1) 市の子ども・子育てに関するデータの推移	4
(2) 次世代育成支援行動計画（後期計画）の実施状況	9
(3) 鶴ヶ島市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果	10
4 子ども・子育て支援事業計画策定のプロセス	12
(1) 市民ニーズ調査の実施	12
(2) 子ども・子育て支援協議会及び児童福祉審議会による審議	12
(3) 庁内策定委員会及び関係部局による検討	12
(4) 市民コメントの実施	12

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	14
2 計画の基本目標	15
3 施策の体系	16

第3章 子ども・子育て支援施策

目標1 すべての子育て家庭への支援	20
目標2 仕事と子育ての両立支援	27
目標3 きめ細やかな子育て支援サービスの充実	32
目標4 子育て支援と連携した母子保健の充実	37

第4章 幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供体制の整備

1 子ども・子育て支援新制度の全体像	40
(1) 新制度の目的と主な内容	40
(2) 新制度の事業体系	40
(3) 保育の必要性の認定	42

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計及び提供区域	43
(1) ニーズ量の推計の手順及び確保方策の検討	43
(2) 教育・保育の提供区域	43
3 幼児期の教育・保育施設の提供体制	44
(1) 幼稚園・認定こども園（1号、2号認定）	44
(2) 認可保育所（2号認定）	45
(3) 認可保育所等（3号認定）	46
4 地域子ども・子育て支援事業の提供体制	47
(1) 利用者支援事業	47
(2) 地域子育て支援拠点事業	48
(3) 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）	49
(4) 時間外保育事業（保育所等）	52
(5) 一時預かり事業（幼稚園、保育所等）	53
(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	55
(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	56
(8) 病児・病後児保育事業	57
(9) 妊婦健康診査事業	58
(10) 乳児家庭全戸訪問事業	59
(11) 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業	60
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	61
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	61

第5章 計画の推進

1 計画の推進	62
2 計画の実施状況の点検	62
3 国・県等との連携	62

資料編

1 計画策定組織委員名簿	
(1) 鶴ヶ島市子ども・子育て支援協議会	64
(2) 鶴ヶ島市児童福祉審議会	65
(3) 鶴ヶ島市子ども・子育て支援事業計画策定委員会	66
2 計画策定経過	67
3 子ども・子育てに係る基礎データ	
資料1 市の人口・児童福祉対象者数の推移	70
資料2 子ども・子育て支援施策・サービスの現状（平成26年度）	72
資料3 計画期間における各年齢別児童人口の推計	74

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国は、急速な少子化の進展や保護者の就労環境の変化に伴い、乳幼児の保育や教育などの子どもを取り巻く環境が著しく変化しています。

また、ライフスタイルの多様化による未婚化・非婚化並びに晩婚化・晩産化の進行、結婚・出産・子育ての希望がかなわないことなどによって、依然として少子化が進んでいます。さらに、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化による子育てに対する不安や孤立感、負担感の増加、子ども・子育て支援の量と質がともに不足していることなど、子どもや子育てをめぐる環境には厳しい現状があります。

このような状況の中、鶴ヶ島市では平成17年に「次世代育成支援行動計画」を、平成22年には「次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、次代を担う子どもたちの育成を支援するために様々な事業を展開してきました。しかしながら、本市においても平成20年度をピークに年少人口の減少が続いています。

これらの課題に対応し子育てしやすい社会にしていくために、子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、国において平成24年8月に「子ども・子育て支援法」などの子ども・子育て関連3法が成立しました。

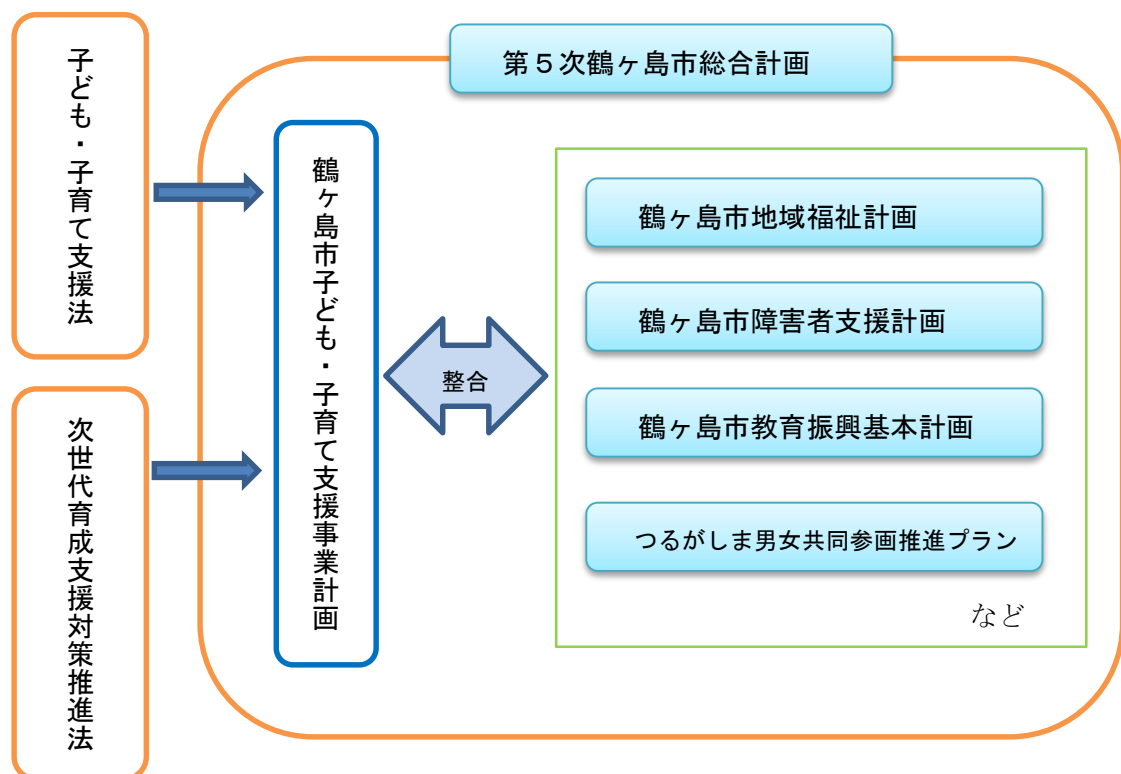
この子ども・子育て関連3法に基づく新たな子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」は、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を図ること目指しています。

こうしたことから、本市では「子ども・子育て支援新制度」の施行に適切に対応し、待機児童対策を始めとした子ども・子育てを取り巻く諸課題に積極的に取り組むとともに、認定こども園の普及促進等によって教育・保育・子育て支援の総合的かつ一体的な提供を推進し、本市の子どもたちの幼児期における健やかな育成を図っていくため、新たに「鶴ヶ島市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置付け

(1) 計画の法的根拠・性格

- 子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく計画で、すべての子どもの育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、幼稚園、保育所、学校、事業者及び行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。
- これまで取り組みを進めてきた次世代育成支援対策推進法に基づく「鶴ヶ島市次世代育成支援行動計画」を継承しつつ、子どもと子育てに関する施策を体系化します。
- 子どもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどあらゆる分野にわたるため、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要です。
そのため、第5次鶴ヶ島市総合計画をはじめ、鶴ヶ島市地域福祉計画、鶴ヶ島市障害者支援計画、鶴ヶ島市教育振興基本計画など他の計画との整合を図ります。

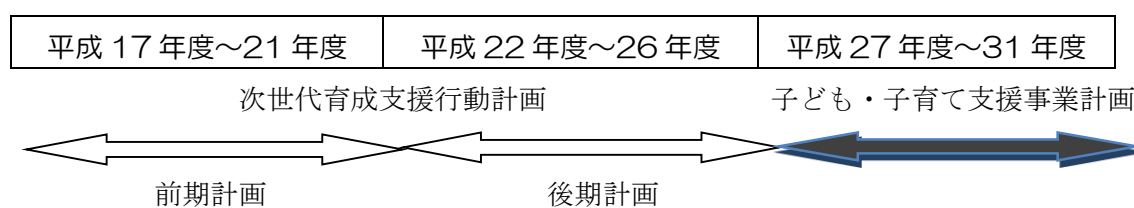


(2) 計画の対象

本計画は、おおむね18歳未満の子どもとその家庭を対象にします。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援新制度が始まる平成27年度から平成31年度までの5年間とします。



3 鶴ヶ島市の状況

(1) 市の子ども・子育てに関するデータの推移

①市の人口と年少人口の推移

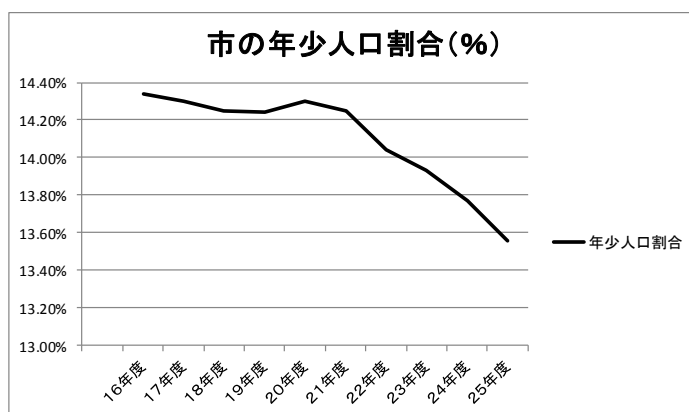
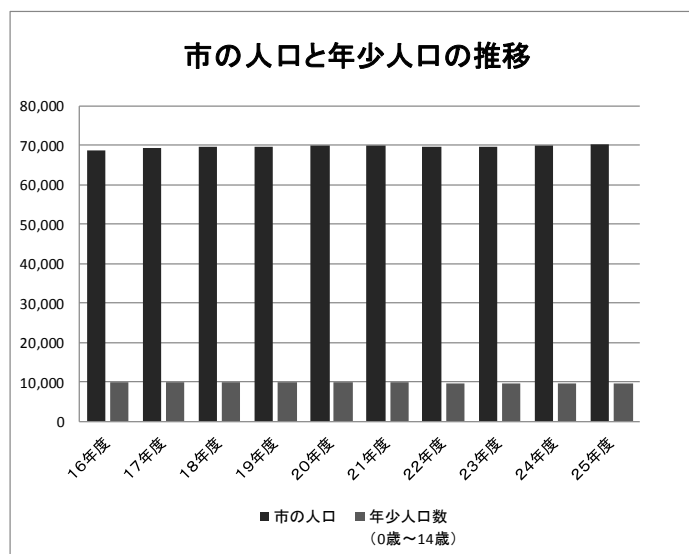
鶴ヶ島市の人口は、この10年間で約1,600人増えていますが、年少人口は平成20年度をピークに徐々に減少傾向を示し、10年前と比べて318人減少するとともに、年少人口割合も減少しています。

なお、平成19年5月には、高齢化率（14.30%）が年少人口比率（14.23%）を初めて上回りました。

●市の人口と年少人口の推移

各年度4月1日現在

年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
市の人口	68,603	69,173	69,777	69,722	69,788	69,905	69,776	69,770	69,934	70,198
年少人口数 (0歳～14歳)	9,839	9,894	9,944	9,929	9,979	9,961	9,794	9,722	9,630	9,521
年少人口割合	14.34%	14.30%	14.25%	14.24%	14.30%	14.25%	14.04%	13.93%	13.77%	13.56%



②出生数・合計特殊出生率の推移

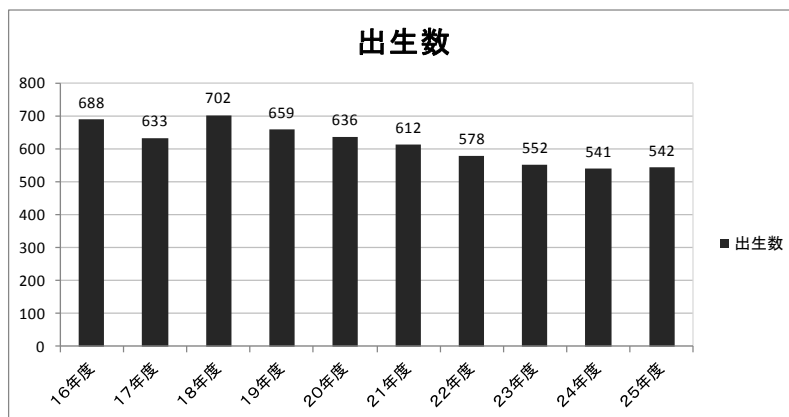
本市の年間出生数は、平成18年度をピークに減少が続いています。平成18年度と比較すると、平成25年度は160人減少しています。

合計特殊出生率は、年度によって変動はありますが、国・県の率を下回る傾向にあります。

●出生数の推移

単位：人

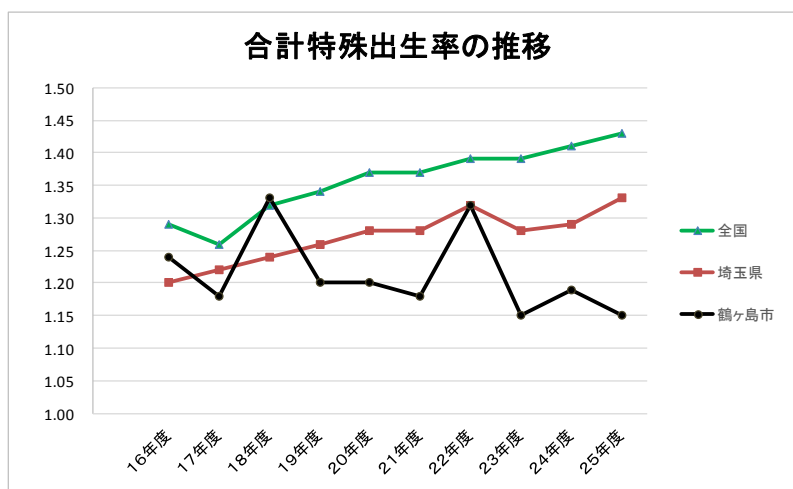
年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
出生数	688	633	702	659	636	612	578	552	541	542



●合計特殊出生率の推移

年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
全国	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43
埼玉県	1.20	1.22	1.24	1.26	1.28	1.28	1.32	1.28	1.29	1.33
鶴ヶ島市	1.24	1.18	1.33	1.20	1.20	1.18	1.32	1.15	1.19	1.15

※合計特殊出生率とは、15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。
一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当する。



③幼稚園・保育所（園）在園児童数の推移

本市の未就学児童数は、平成18年度をピークに減少が続いています。平成18年度と比較すると、平成25年度は666人減少しています。

保育所入所者数は、平成16年度と比較すると322人増えていて、幼稚園在籍者数に迫る伸びを示しています。

幼稚園在籍者数は、この10年間、1,100人～1,200人台で推移しています。

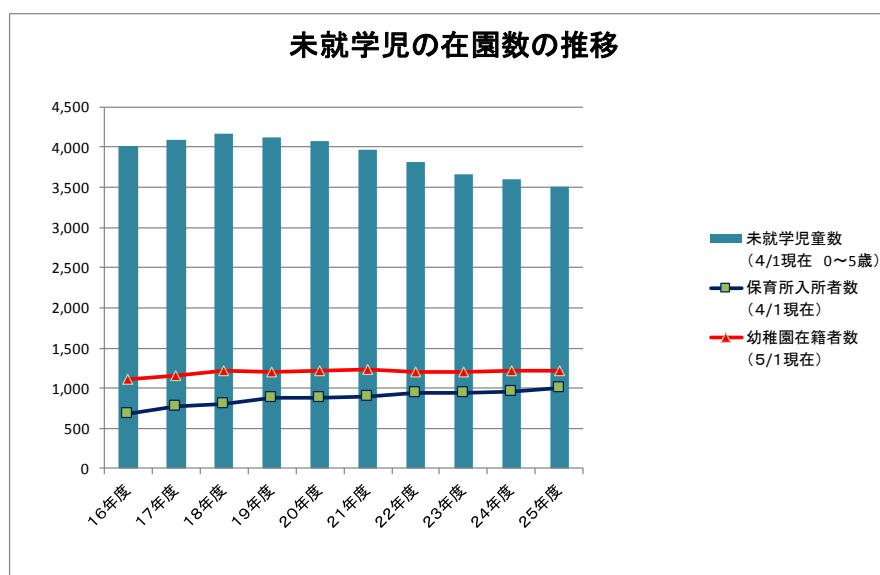
●市の幼稚園、保育園児童数の推移

単位：人

年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
未就学児童数 (4/1現在 0～5歳)	4,013	4,089	4,168	4,116	4,068	3,972	3,818	3,665	3,601	3,502
保育所入所者数 (4/1現在)	678	778	806	886	885	892	935	939	960	1,000
幼稚園在籍者数 (5/1現在)	1,112	1,153	1,216	1,206	1,222	1,231	1,209	1,196	1,217	1,215

※保育園入所者数には、川鶴保育園への本市の入園児童も含む。

※幼稚園在籍者数は市内6園の幼稚園に入園している児童数の合計であるため、市外からの通園児童も含む。



●保育所（園）数、定員数、入所児童数の推移 (平成16年度 → 25年度)

各年4月1日現在

年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
保育所(園)数 (川鶴保育園含む)	7園	10園	11園	11園	11園	11園	12園	12園	12園	12園
保育所(園)定員	600人	710人	770人	800人	800人	820人	880人	885人	885人	925人
保育所入所者数※	678人	778人	806人	886人	885人	892人	935人	939人	960人	1,000人
待機児童数 (4/1現在/国定義)	17人	7人	0人	0人	25人	15人	0人	0人	10人	3人

※国からの通知「保育所への入所の円滑化について」(平成10年)に基づき、弾力的に定員を上回る入所者を受け入れている。

④小学生数と学童保育室入室児童数の推移

本市の小学生の数は、平成21年度をピークに減少が続いています。

学童保育室入室児童数は、増加傾向を示しており、平成16年度に比べて269人増え、

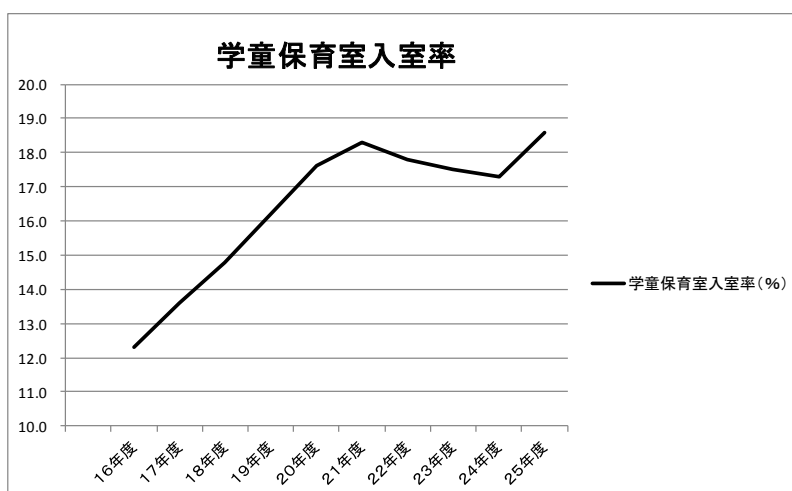
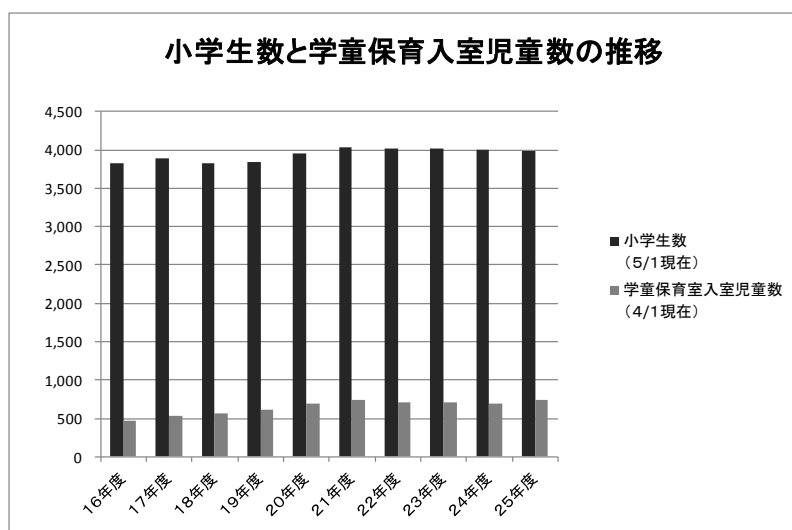
1.6倍近くになります。また、小学生の約2割の児童が学童保育室を利用している状況です。

●小学生数と学童保育室入室児童数の推移

単位：人

年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
小学生数 (5/1現在)	3,823	3,887	3,831	3,843	3,953	4,034	4,019	4,020	3,999	3,993
学童保育室入室児童数 (4/1現在)	472	529	567	622	696	738	715	703	691	741
学童保育室入室率 (%)	12.3	13.6	14.8	16.2	17.6	18.3	17.8	17.5	17.3	18.6

※入室率は、学童保育室入室児童数/小学生数



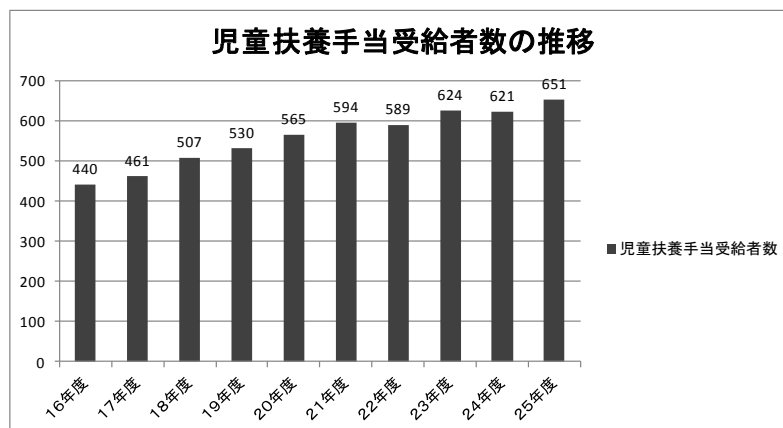
⑤児童扶養手当受給者数の推移

本市のひとり親家庭の中で児童扶養手当を受給者している世帯は、この10年間増加の一途をたどり、10年間で211世帯、約1.5倍に増えています。

●児童扶養手当受給者数の推移

単位：世帯

年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
児童扶養手当受給者数	440	461	507	530	565	594	589	624	621	651



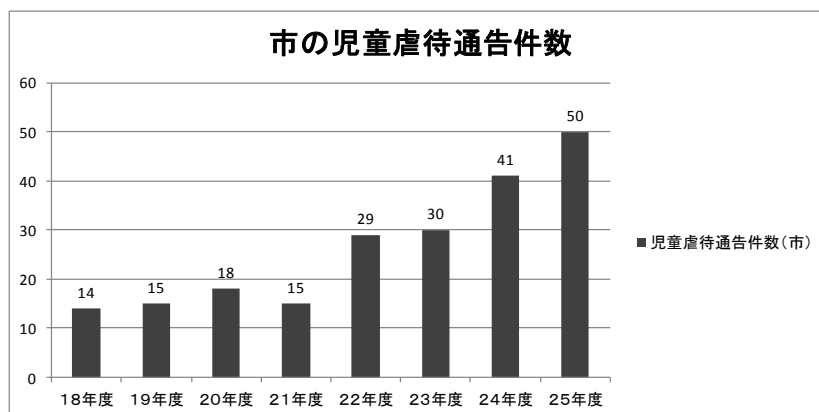
⑥児童虐待通告件数の推移

本市の児童虐待通告件数は、この8年間大きな伸びを示しており、平成25年度は50件と、平成18年度の3.5倍以上になっています。児童虐待防止法の施行に伴い市民に課されることとなった、児童虐待の通告義務についての周知と理解が浸透した結果と考えられます。

●児童虐待通告件数の推移

単位：件

年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
児童虐待通告件数（市）	14	15	18	15	29	30	41	50
児童虐待通告件数（川越児童相談所管内）	324	301	360	404	524	579	687	795
児童虐待通告件数（埼玉県）	2,287	2,425	2,657	2,665	3,449	4,504	4,769	5,358



(2) 次世代育成支援行動計画（後期計画）の実施状況

① 次世代育成支援行動計画（後期計画）の総括

平成22年3月に策定した「鶴ヶ島市次世代育成支援行動計画（後期計画）」では、4つの基本方針、9の施策の方向性を定め、118の具体的な事業を掲げて子育て支援を推進してきました。平成25年度までの実施状況は、118事業のうち、「継続」が94事業（80.0%）、「拡充」が18事業（15.0%）、「新規完了」が5事業（4.2%）、「新規着手」が1事業（0.8%）で、すべての事業が実施されています。

次世代育成支援行動計画（後期計画）実施状況総括表

基本方針	施策の方向性	施策	実施状況				計
			継続	拡充	新規完了	新規着手	
1 総合的な子育て支援サービスの展開	1-1 総合的な子育て支援サービス	総合的な子育て支援サービスの充実	4				4
		地域における子育て支援施策の充実	4	4	1		9
	1-2 すべての子育て家庭への支援	男女共同参画意識の醸成	2				2
		経済的支援の充実	3	3			6
	1-3 仕事と子育ての両立支援施策の充実	多様な保育サービスの推進	5	4	1	1	11
		仕事と子育ての両立ができる就業環境づくり	3	1			4
		放課後児童対策の充実		1	1		2
	1-4 特別な配慮が必要な家庭への支援	児童虐待対策の充実	4				4
		ひとり親家庭への支援の充実	3				3
		障害のある子どもへの支援	7	1			8
		外国籍市民への支援	1			1	
2 母子保健施策の充実	2-1 母子の健康の保持・増進	安全で快適な妊娠、出産の確保	6				6
		母子保健対策の充実	10	2			12
	2-2 子どもの心と体の健康づくり	思春期保健対策の推進	3				3
		食育の推進	4				4
3 子どもがのびのび育つための支援	3-1 個性の尊重を基本とした教育・事業の推進	家庭の教育力を高めるための支援	3				3
		「生きる力」を育む学校教育と事業の充実	7	1	1		9
		子どもの健全な育成	6				6
4 子育て環境の整備	4-1 子育て支援体制の整備	多様な体験活動の充実	3				3
		子どもが生きいきと遊べる環境づくり	1		1		2
	4-2 子どもにやさしいまちづくりの推進	安全で快適な生活環境の整備	4	1			5
		子どもの安全を守る環境づくり	11				11
計			94	18	5	1	118

② 次世代育成支援行動計画（後期計画）期間内（平成22～26年度）の成果

- 保育所の定員を平成21年度820人から平成26年度925人へ増員（5年間で105人増）
- 保育園数は、11園が平成22年度から12園に拡充（5年間で1園増）
- 幼稚園預かり保育補助金制度の創設（平成25年4月）
- ファミリー・サポート・センター事業の開始（平成23年6月）
- ファミリー・サポート・センター事業「病児・病後児預かり」の開始（平成25年2月）
- こども医療費の窓口現物給付の導入（平成23年10月）
- こども医療費の助成対象年齢を入院と同様通院を中学3年生までに拡大（平成24年10月）
- 地域子育て支援拠点を4か所から5か所に増設（平成22年4月）
- 学童保育室数は、9か所が平成22年度から12か所に拡充（5年間で3室増）

(3) 鶴ヶ島市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

① 調査の目的

本調査は、「鶴ヶ島市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたっての基礎資料を得るため、子育てをしている市民の子ども・子育てに関する生活実態、教育・保育事業の利用状況や利用意向、その他子育て施策全般に係るご意見、ご要望を把握することを目的として実施しました。

② 調査の種類、対象者及び実施概要

この調査の種類と対象者及び実施概要は下表のとおりです。

○調査の種類と対象者

調査の種類	対象者	対象者数
就学前児童保護者調査	無作為抽出した就学前児童がいる家庭の保護者（平成 25 年 9 月 1 日現在）	1,000 人
学童保育室利用保護者調査	学童保育室を利用している児童（小学校 5 年生まで）の保護者	653 人
幼稚園利用保護者調査	幼稚園を利用している幼児の保護者（平成 25 年 6 月 1 日現在園児）	1,091 人

○実施概要

調査の種類	配布・回収方法	実施時期
就学前児童保護者調査	郵送配布、郵送回収	平成 25 年 11 月 8 日から 平成 25 年 11 月 22 日まで
学童保育室利用保護者調査	学童保育室経由で 配布・回収	平成 25 年 11 月 8 日から 平成 25 年 11 月 22 日まで
幼稚園利用保護者調査	幼稚園経由で 配布・回収	平成 25 年 6 月 10 日から 平成 25 年 6 月 26 日まで

③ 回収結果

調査の種類	調査票配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者調査	1,000	570	57.0%
学童保育室利用保護者調査	653	513	78.6%
幼稚園利用保護者調査	1,091	1,024	93.9%

④アンケート調査結果から見られる課題

- 子どもを産んだ後、半数の母親は就業していませんが、一定の養育期間後の就労希望は70%と高い状況です。保育園・幼稚園の入園時や、小学校入学時での就労復帰を望んでいるため、これらのニーズに対応する保育サービスや学童保育の提供体制の整備が求められています。
- 幼稚園と保育園の利用状況は、利用がほぼ半数ずつとなっていますが、利用したい教育・保育事業の希望では、幼稚園の利用希望が現行の利用率を約17%上回っています。両方の機能を併せ持つ「認定こども園」の整備が望まれていると考えられます。
- 子育てに関して気軽に相談できる先は、祖父母等の親族や友人・知人が多い状況となっています。平成27年度から始まる新制度において、子どもの施設利用にあたっての相談等のニーズが高まると予想されるため、子育てについて、気軽に相談できる体制を整えていく必要があります。
- 地域子育て支援拠点事業については、15%の人が利用したことがあるが、施設により利用者数が異なるため、さらに広く利用できるよう事業の周知や内容の充実を図っていく必要があります。
- 放課後の過ごし方の意向は、成長段階により異なっていますが、小学校入学時の母親の就労希望が高いことから、学童保育室の量と質の充実など、子どもたちが放課後を安全に過ごすことができる環境整備が求められています。
- 一時預かり保育事業のニーズは高く、未就学児だけではなく就学児についても希望がある状況です。親の用事やリフレッシュ目的での利用など目的は多様で、費用負担や手続きの負担が軽い方法を望んでいます。また、未就学児については、幼稚園や保育所での一時預かりの希望が高く、事業の提供体制の整備が求められています。
- 子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなかった家庭が16%となっています。児童の夜間放置の未然防止等の観点からも、子育て短期支援事業（ショートステイ）が求められています。
- 子どもの病気やけがで通常の保育事業が利用できなかった人は70%います。母親が仕事を休んで看病している実態であるため、病児・病後児保育の拡充が求められています。
- 育児休業からの職場復帰については、現状では希望の時期に復帰できない人が多く、産後の休業及び育児休業後における幼稚園や保育所等の円滑な利用とワーク・ライフ・バランスの推進が求められています。

4 子ども・子育て支援事業計画策定のプロセス

(1) 市民ニーズ調査の実施

子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童の保護者 1,000 人、学童保育室利用保護者 653 人、幼稚園利用保護者 1,091 人を対象として、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

(2) 子ども・子育て支援協議会及び児童福祉審議会による審議

本計画へ子育て当事者等の意見を反映するとともに、市における子ども・子育て支援施策を地域の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「鶴ヶ島市子ども・子育て支援協議会」（平成 25 年度）及び、「鶴ヶ島市児童福祉審議会」（平成 26 年度）を開催し、今後の子育て支援策や計画の考え方について審議しました。

(3) 庁内策定委員会及び関係部局による検討

計画の策定にあたって、庁内組織である「子ども・子育て支援事業計画策定委員会」を設置し、次世代育成支援行動計画の実施状況、子ども・子育て支援事業計画の具体的な取り組み内容や手法などについて検討を行いました。

(4) 市民コメントの実施（平成 26 年 1 月 22 日～平成 27 年 1 月 16 日にかけて実施）

子ども・子育て支援事業計画の策定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民との協働のまちづくりの推進に資することを目的として、子ども・子育て支援事業計画案の趣旨、内容を公表し、その案について市民から提出された意見を考慮して策定しました。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

鶴ヶ島市の子ども・子育て支援施策の推進にあたり、目指すべき基本理念を次のとおり掲げます。

本計画は、鶴ヶ島市次世代育成支援行動計画「すきっぷ」の基本理念を引き継ぎつつ、子ども・子育て支援法に基づく計画策定に係る国の基本指針、第5次鶴ヶ島市総合計画の基本構想を踏まえ作成します。

保護者が子どもを安心して生み育てるためには、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、また安心して良質な教育・保育環境を提供して、男女共に働きながら子育てを行えるように親を支援するとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう支援していくことが必要です。

鶴ヶ島市は、子育てに関係する機関や地域社会が一体となって子どもの育ちと子育てを支援し、子どもと子どもを生み育てる保護者の双方を元気にすることによって、次代を担う子どもたちの健全な育成を図り、さらに子育ての楽しさや喜びを実感できるまちづくりを目指します。

<基本理念>

「鶴ヶ島は 子どもと子育てする人を 元気にします」

～ 安心して子どもを生み 育てることができるまち ～



「すきっぷ」の基本理念

「第5次鶴ヶ島市総合計画」の基本構想

子どもが輝き、子育てが楽しくなるまち



鶴ヶ島は 元気にする
～明日につながる活力のまち
支え合う安心のまち～

2 計画の基本目標

鶴ヶ島市次世代育成支援行動計画を継承するとともに、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえ、基本理念を実現していくために、基本目標を以下のように設定します。

第5次鶴ヶ島市総合計画の子育て支援に係る3つの施策との整合性を図りつつ、安心して子どもを産み育てるための妊娠期からの母子保健の施策を加えた4つの基本目標を掲げ、事業に取り組みます。

なお、目標4の母子保健分野の内容については、母子保健法に基づく母子保健計画策定指針を踏まえています。

目標1 すべての子育て家庭への支援

- きめ細やかな子育て情報の提供と相談窓口の充実に努めます。
- 親と子が地域で気軽につどい、交流できる場の提供等、子育て支援を地域で支える施策の充実に努めます。
- 安全・安心な活動場所等、子どもの健全な発達のための良質な環境を整えます。
- 親が安心して子どもを産み育てられるよう、子育て家庭への経済的支援の充実に努めます。

目標2 仕事と子育ての両立支援

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な支援を推進します。
- 親の就労を支援するため、保育の量の拡大及び必要量の確保に努めます。
- 子育て中の親のニーズに応えるため、多様な保育サービスを推進します。
- 仕事と家庭の両立に向けた意識の啓発に努めます。

目標3 きめ細やかな子育て支援サービスの充実

- 児童虐待の早期発見のため、関係機関との連携を深めるとともに、未然に防ぐ取組の推進に努めます。
- ひとり親家庭への相談体制及び経済的支援の充実に努め、就労による自立を支援する施策の推進に努めます。
- 障害のある子どもやさまざまな支援を必要とする子どもと家族が、地域で安心して生活できるよう家庭生活を支援するとともに、子どもの発達障害等の相談体制の充実に努めます。

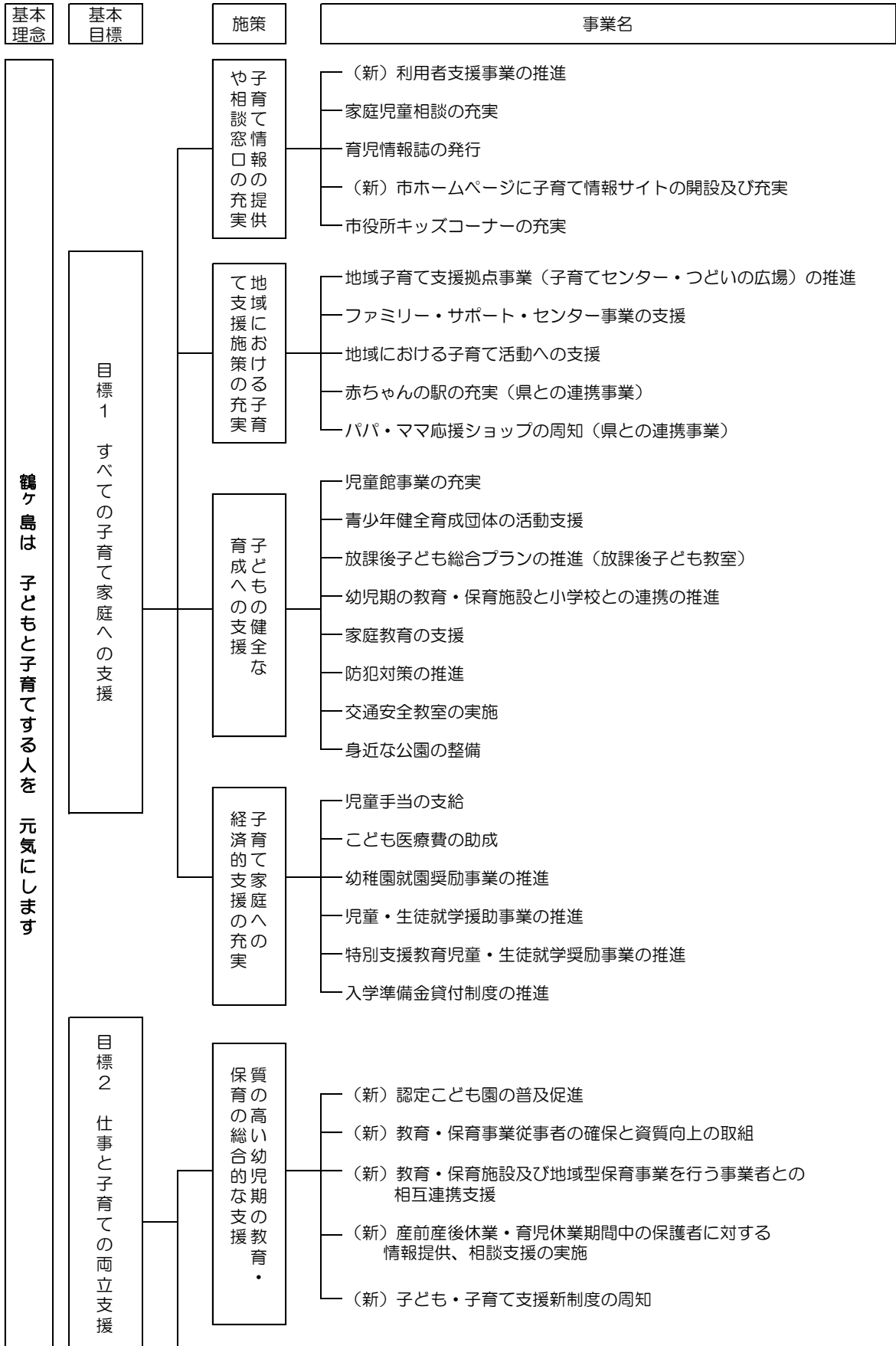
目標4 子育て支援と連携した母子保健の充実

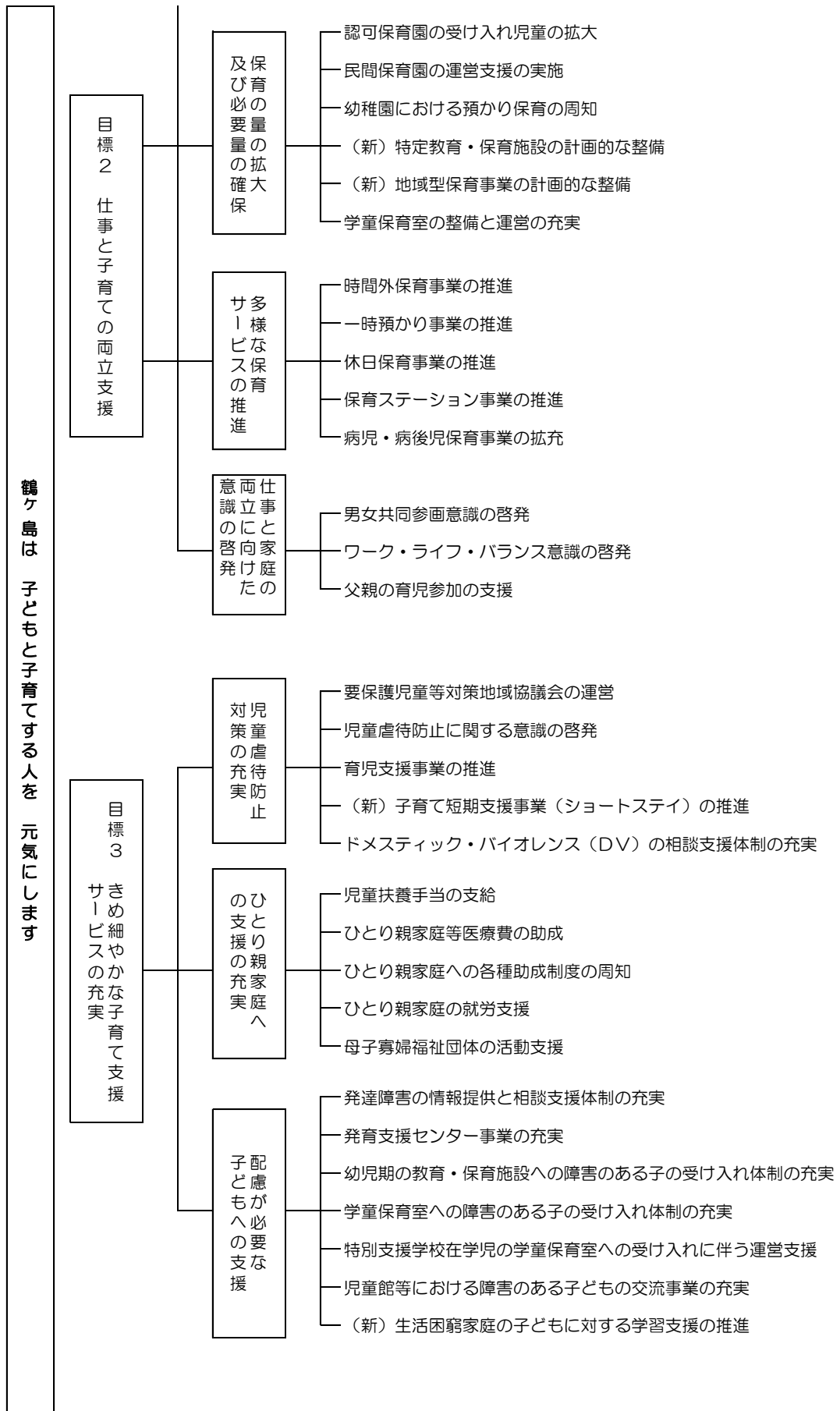
- 母子保健事業と子育て支援事業の連携により、妊娠から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。
- 妊婦健康診査や乳幼児健康診査、発育発達相談等の実施により、子どもと親の健康の保持増進に努めます。

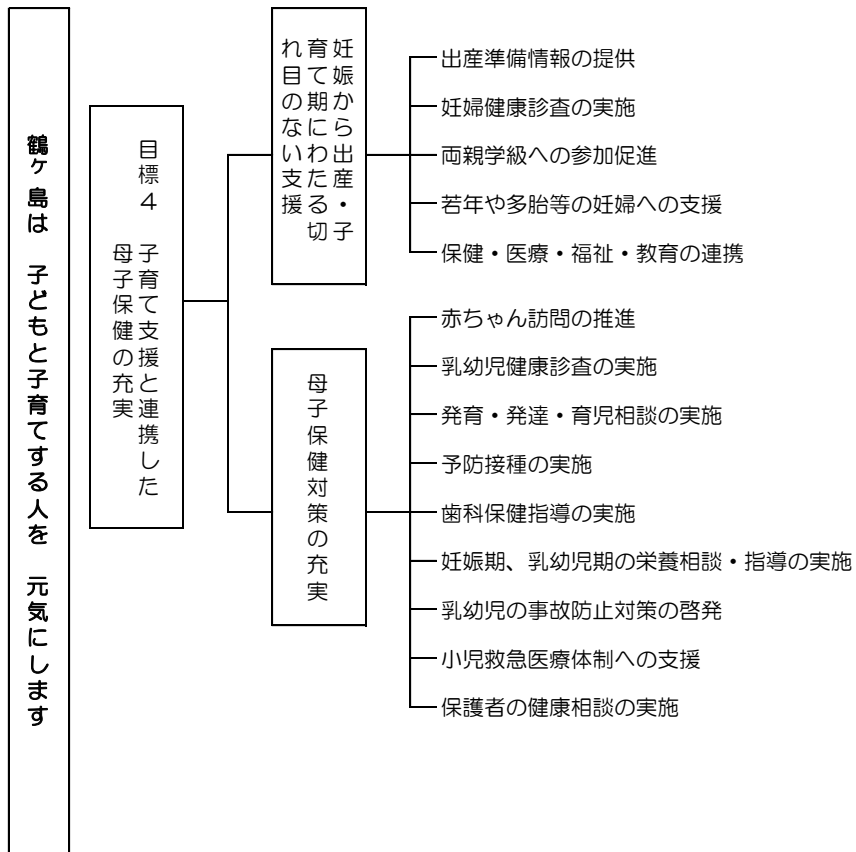
3 施策の体系

凡例：(新) → 新規事業

子ども・子育て支援施策の体系







第3章 子ども・子育て支援施策

本計画では、これまで推進してきた「鶴ヶ島市次世代育成支援行動計画（後期計画）」と「子ども・子育て支援新制度」における子育て支援施策を踏まえ、次の4つの基本目標と13の施策の方向性を掲げます。

それぞれの施策の現状と課題を整理したうえで、今後の方向性と目標値を定め、総合的に子ども・子育て支援施策を推進します。

目標1 すべての子育て家庭への支援

- 1 子育て情報の提供や相談窓口の充実
- 2 地域における子育て支援施策の充実
- 3 子どもの健全な育成への支援
- 4 子育て家庭への経済的支援の充実

目標2 仕事と子育ての両立支援

- 1 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な支援
- 2 保育の量の拡大及び必要量の確保
- 3 多様な保育サービスの推進
- 4 仕事と家庭の両立に向けた意識の啓発

目標3 きめ細やかな子育て支援サービスの充実

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 ひとり親家庭への支援の充実
- 3 配慮が必要な子どもへの支援

目標4 子育て支援と連携した母子保健の充実

- 1 妊娠から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援
- 2 母子保健対策の充実

掲載事業数 74事業

【網掛けの事業】

網掛けの事業は、新制度における幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業になり、詳細については、第4章に掲載しています。

【目標値】

網掛けの事業の目標値は、ニーズ調査の結果及び現在の利用状況等を踏まえ、量の見込みとして設定しています。

網掛け以外の事業は、現在の利用状況等を踏まえて設定した目標値です。

目標 1 すべての子育て家庭への支援

《施策の方向性》

- 1 子育て情報の提供や相談窓口の充実
- 2 地域における子育て支援施策の充実
- 3 子どもの健全な育成への支援
- 4 子育て家庭への経済的支援の充実

1 子育て情報の提供や相談窓口の充実

子育てについて気軽に相談でき、分かりやすい情報の提供が求められていることから、子どもや保護者の身近な場所で教育・保育施設の利用相談等に応じるとともに、多様な子育て支援サービス情報を利用者へ提供できるよう取り組みます。

《主な事業》

事業 番号	事業名	評価指標（事業レベル）		所管課
	事業概要	基準値 (平成25年度実績)	目標値 (平成31年度)	
1	(新) 利用者支援事業の推進	未実施	1か所	こども支援課
	新制度における教育・保育施設や地域子育て支援事業の利用について、総合的な情報提供を行うとともに、必要に応じて相談・助言等を行う。			
2	家庭児童相談の充実	実施	継続	こども支援課
	家庭における児童の問題、児童の心身の発達、子育ての不安及び家族関係などについて、家庭児童相談員が保護者等からの相談に応じる。			
3	育児情報誌の発行	実施	継続	こども支援課
	子育て家庭に対する情報提供のため、市内の子育てに係る様々な情報を掲載した育児情報誌を発行する。			

事業 番号	事業名	評価指標（事業レベル）		所管課
	事業概要	基準値 (平成25年度実績)	目標値 (平成31年度)	
4	(新)市ホームページに子育て情報サイトの開設及び充実	未実施	平成26年度中に開設し、以後情報サイトの内容を充実させていく。	市政情報課 こども支援課 保健センター
	子どもを持つ保護者が、子育て相談をはじめ、子育てに関する様々な情報を容易に得ることができ、安心して子育てができるよう便利で役立つ情報を提供する。			
5	市役所キッズコーナーの充実	実施	拡充	秘書政策課
	子どもを連れて来庁した保護者が安心して手続き等が行えるように、庁舎1階フロアの窓口改修とあわせて、キッズコーナーをより利用しやすいものに更新する。			

2 地域における子育て支援施策の充実

現在の子どもたちは、子ども同士や地域の人たちとの交流が希薄化し、家庭と保育所、幼稚園、学校との関わりが中心となり、親や保育士、先生達だけが子育ての当事者になってしまう傾向にあります。将来の地域の担い手である子どもの健やかな成長のために、身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができる仕組みづくりに取り組めます。

《主な事業》

事業 番号	事業名	評価指標（事業レベル）		所管課
	事業概要	基準値 (平成25年度実績)	目標値 (平成31年度)	
6	地域子育て支援拠点事業の推進	拠点箇所数		こども支援課
	子育てについての相談・情報の提供や子育て中の親子の交流の場・地域との交流の場として、子育てセンター・つどいの広場事業を行う。	5か所	5か所	

事業 番号	事業名	評価指標（事業レベル）		所管課
	事業概要	基準値 (平成25年度実績)	目標値 (平成31年度)	
7	ファミリー・サポート・センター事業の 支援	利用件数		こども支援課
	育児援助を行いたい人と受けたい人 を会員として組織し、地域において会員 同士の育児に関する相互援助活動を支 援する。	年間 595件	年間 700件	
8	地域における子育て活動への支援	実施	継続	地域活動推進課
	地域の多様な主体が、積極的に子育て 活動を進めるため、市民提案による協働 事業制度の運用や主体間の連携支援な どを行う。			
9	赤ちゃんの駅の充実（県との連携事業）	実施	継続	こども支援課
	乳幼児を連れて保護者が安心して外 出できる環境を整備するため、公共施設 や商業施設の協力を得て、授乳の場やミ ルクのお湯などを提供する赤ちゃんの 駅の拡充に努める。			
10	パパ・ママ応援ショップの周知（県との 連携事業）	実施	継続	こども支援課
	中学生までの子どもまたは妊婦のい る家庭を応援するため、店舗等で割引な どのサービスが受けられる応援ショッ プ事業の周知を図る。			

3 子どもの健全な育成への支援

次代を担う子どもたちが心豊かにたくましく成長することは、社会全体の願いです。子どもたちが安全・安心な環境の中で健やかに成長できるよう、行政をはじめ、地域社会を構成する住民や団体とともに取り組みます。

《主な事業》

事業 番号	事業名	評価指標（事業レベル）		所管課
	事業概要	基準値 (平成25年度実績)	目標値 (平成31年度)	
1 1	児童館事業の充実	児童館の利用者数		こども支援課 (児童館)
	子どもの居場所、自主的な活動の場として、関係団体と連携し様々な事業を実施する。	年間 101,119人	年間 102,000人	
1 2	青少年健全育成団体の活動支援	実施	継続	こども支援課 市民センター
	市青少年健全育成連絡協議会、市内5地区の青少年健全育成推進協議会及び青少年育成推進員と連携し、非行・薬物濫用防止啓発活動や簡易広告物除却活動などを実施する。			
1 3	放課後子ども総合プランの推進	実施	継続	生涯学習課 地域活動推進課
	就学児童を対象として、放課後や週末等に体験、交流及び学習活動の機会を提供する放課後子ども教室を推進する。			
1 4	幼児期の教育・保育施設と小学校との連携の推進	実施	継続	教育センター こども支援課
	児童の生活と発達を継続して支えていくため、幼稚園、保育所、認定こども園及び小学校が連携し、円滑な情報交換等が図れるよう必要な支援を行う。			

※ 平成27年4月1日の組織改正により、「公民館」は「市民センター」に、「社会教育課」は「生涯学習課」に移行します。この計画の期間は平成27年度から平成31年度までであるため、担当課は「市民センター」「生涯学習課」と表記します。

事業 番号	事業名	評価指標（事業レベル）		所管課
	事業概要	基準値 (平成25年度実績)	目標値 (平成31年度)	
15	家庭教育の支援	実施	継続	生涯学習課
	子どもを支え育む地域づくりを進めるため、親の学習プログラムを活用した家庭教育に関する講座を開催する。			
16	防犯対策の推進	実施	継続	安心安全推進課 学校教育課
	警察をはじめ、関係機関と連携し、青色防犯パトロール、学校の防犯活動、子どもSOSの家、メール配信サービス、薬物乱用防止対策などを推進する。			
17	交通安全教室の実施	実施	継続	安心安全推進課
	子どもを交通事故から守るため、子どもの発達段階に応じた交通安全教育を実施し、歩行者及び自転車利用者としての必要な技能と知識を習得させる。			
18	身近な公園の整備	実施	継続	都市計画課 都市施設保全 プロジェクト チーム
	公園遊具の改修・更新など、公園施設等の適切な維持管理や長寿命化対策により、安全・安心で利便性の高い公園づくりを推進する。			

4 子育て家庭への経済的支援の充実

子育てに関する経済的な負担が、子どもを生み育てることへの不安に繋がっている現状を踏まえ、子育て家庭の負担の軽減に向けた経済的支援を推進します。

《主な事業》

事業 番号	事業名	評価指標（事業レベル）		所管課
	事業概要	基準値 (平成25年度実績)	目標値 (平成31年度)	
19	児童手当の支給	実施	継続	こども支援課
	子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、中学校修了までの児童を養育する保護者に児童手当を支給する。			
20	こども医療費の助成	実施	継続	こども支援課
	保護者の経済的負担の軽減を図り、子どもが安心して医療にかかることができるように、子どもの医療費の保険診療の自己負担分を助成する。			
21	幼稚園就園奨励事業の推進	実施	継続	こども支援課
	国庫補助対象外世帯への支給など、私立幼稚園就園奨励費補助金を充実し、保護者の経済的負担を軽減する。			
22	児童・生徒就学援助事業の推進	実施	継続	学校教育課
	経済的な理由により就学困難と認められる場合、学齢児童・生徒の保護者に対し、給食費や学用品等の一部を援助する。			
23	特別支援教育児童・生徒就学奨励事業の推進	実施	継続	学校教育課
	特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その世帯の収入額が一定額以下である場合、給食費や学用品等の一部を援助する。			

事業 番号	事業名	評価指標（事業レベル）		所管課
	事業概要	基準値 (平成25年度実績)	目標値 (平成31年度)	
24	入学準備金貸付制度の推進	実施	継続	学校教育課
	<p>高校や大学等に進学する意欲をもちながら経済的な理由で就学が困難な人のため、入学に必要な費用の一部について無利子での貸し付けを行う。</p>			

目標 2 仕事と子育ての両立支援

〈施策の方向性〉

- 1 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な支援
- 2 保育の量の拡大及び必要量の確保
- 3 多様な保育サービスの推進
- 4 仕事と家庭の両立に向けた意識の啓発

1 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な支援

小学校就学前の子どもが、幼稚園や保育園等で十分な就学前教育を受け、健全で心豊かに成長できる環境づくりを進めます。

また、産前産後休業及び育児休業明けに、希望に応じて円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、教育・保育施設等の計画的な整備に努めます。

〈主な事業〉

事業 番号	事業名	評価指標（事業レベル）		所管課
	事業概要	基準値 (平成25年度実績)	目標値 (平成31年度)	
25	(新) 認定こども園の普及促進	施設数		こども支援課
	幼稚園と保育所の両方の良さをあわせもつ認定こども園の普及を図る。	0施設	3施設	
26	(新) 教育・保育事業従事者の確保と資質向上の取組	未実施	実施	こども支援課
	拡充が見込まれる教育・保育に従事する職員の確保と施設に従事する職員の資質の向上に取り組む。			
27	(新) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う事業者との相互連携支援	未実施	実施	こども支援課
	低年齢児を対象とする地域型保育事業を利用する子どもが、卒園後も継続して適切な教育・保育を受けられるよう、連携施設の確保や情報連携等の支援に取り組む。			

事業 番号	事業名	評価指標（事業レベル）		所管課
	事業概要	基準値 (平成25年度実績)	目標値 (平成31年度)	
28	産前産後休業・育児休業期間中の保護者 に対する情報提供、相談支援の実施	実施	継続	こども支援課
	産前産後休業及び育児休業期間にお ける施設利用に関する情報提供や相談 体制について周知を図り、保護者の円滑 な職場復帰を支援する。			
29	(新) 子ども・子育て支援新制度の周知	HP・広報等による周知回数		こども支援課
	制度の円滑な施行のために、子ども・ 子育て支援新制度について広報し、子育 て支援体制の周知を図る。	未実施	広報 年間1回 市ホームページ (HP) 常時	

2 保育の量の拡大及び必要量の確保

すべての子どもが発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう、教育・保育の量の拡大や質の向上に努めます。

また、子どもの就学後における保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、放課後児童健全育成事業（学童保育事業）について、適切な生活の場となるよう質の向上を図り施設の整備を進めます。

《主な事業》

事業 番号	事業名	評価指標（事業レベル）		所管課
	事業概要	基準値 (平成25年度実績)	目標値 (平成31年度)	
30	認可保育園の受け入れ児童の拡大	国基準の待機児童数（年度当初）		こども支援課
	保育所を計画的に整備するなどし、待 機児童の解消を図る。	3人	0人	
31	民間保育園の運営支援の実施	実施	継続	こども支援課
	民間保育園の適切な運営を図るため に、必要な指導や助言、助成を行う。			

事業 番号	事業名	評価指標（事業レベル）		所管課
	事業概要	基準値 (平成25年度実績)	目標値 (平成31年度)	
32	幼稚園における預かり保育の周知	HP・広報等による周知回数		こども支援課
	幼稚園の預かり保育について、制度の周知を図る。	広報 年間1回 市HP 常時	広報 年間1回 市HP 常時	
33	(新) 特定教育・保育施設の計画的な整備	未実施	実施	こども支援課
	保育所・認定こども園等を計画的に整備し、待機児童の解消を図る。			
34	(新) 地域型保育事業の計画的な整備	未実施	実施	こども支援課
	地域型保育事業等を計画的に整備し、低年齢児の定員の拡大を図る。			
35	学童保育室の整備と運営の充実	実施	継続	こども支援課
	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、適切に運営を行うため、利用希望児童数の変化に対応した学童保育室の整備等を行う。			

3 多様な保育サービスの充実

就労形態の多様化に対応し、仕事と子育てが両立できるよう、多様な保育サービスの充実を図ります。

《主な事業》

事業 番号	事業名	評価指標（事業レベル）		所管課
	事業概要	基準値 (平成25年度実績)	目標値 (平成31年度)	
36	時間外保育事業（保育所）の推進	実施箇所数		こども支援課
	就労形態の多様化や通勤時間の長い保護者の保育ニーズに対応するため、通常保育時間（7時～18時）を超えて保育する。	12か所	13か所	
37	一時預かり事業（保育所）の推進	実施箇所数		こども支援課
	保護者の通院、社会的事業などでの一時的な保育ニーズに対応するための保育を実施する。	5か所	6か所	
38	休日保育事業の推進	実施	継続	こども支援課
	共働き世帯の増加や就労形態の多様化に伴い、休日における保育需要が高まっていることを受け、日曜、祝日に保育を実施する。			
39	保育ステーション事業の推進	実施	継続	こども支援課
	仕事と子育ての両立支援のため、若葉駅構内で保育ステーション事業を実施する。			
40	病児・病後児保育事業の拡充	実施箇所数		こども支援課
	病児・病後児の保育ニーズに対応する仕組み、方法について検討する。	病後児 1か所 病児 0か所	実施	

4 仕事と家庭の両立に向けた意識の啓発

性別や年齢にかかわらず、子育て中であるなど個人の置かれた状況に応じて、多様で柔軟な働き方ができる社会を目指して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要性の周知・啓発に努めます。

男女の固定的役割分担意識を解消し、男性がより積極的に育児等に関わり、共に子育てを担う地域づくりを進めます。

《主な事業》

事業 番号	事業名	評価指標（事業レベル）		所管課
	事業概要	基準値 (平成25年度実績)	目標値 (平成31年度)	
4 1	男女共同参画意識の啓発	講座等の実施回数		女性センター
	男女共同参画意識の啓発のため、男女共同参画週間行事を開催する。また年間を通して講座・展示等を実施する。	実施	継続	
4 2	ワーク・ライフ・バランス意識の啓発	セミナー等の実施回数		女性センター
	ワーク・ライフ・バランスの推進のため、市民や企業に対し啓発のためのセミナー等を開催する。	年間2回	年間3回	
4 3	父親の育児参加の支援	啓発事業等の実施回数		こども支援課 女性センター
	父親の育児参加を支援するため、子どもとの遊びをテーマにした事業を子育てセンター等で実施し、交流機会の提供や啓発を行う。	実施	継続	

目標3 きめ細やかな子育て支援サービスの充実

《施策の方向性》

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 ひとり親家庭への支援の充実
- 3 配慮が必要な子どもへの支援

1 児童虐待防止対策の充実

虐待は、子どもに対する重大な権利侵害であり、その防止は、地域社会全体で取り組むべき問題と言えます。取組みを推進するにあたっては、常に「子どもの最善の利益」への配慮を基本に、予防・発見から再発防止、さらには社会的自立に至るまでの総合的な支援を行います。

《主な事業》

事業番号	事業名	評価指標（事業レベル）		所管課
	事業概要	基準値 (平成25年度実績)	目標値 (平成31年度)	
44	要保護児童等対策地域協議会の運営	実施	継続	こども支援課
	児童虐待問題に対応するため、児童福祉、保健医療、教育、人権、警察等の関係機関が連携し、子どもや家族への援助の方法や対策を協議し対応する。			
45	児童虐待防止に関する意識の啓発	HP・広報等による啓発回数		こども支援課
	児童虐待防止に関する意識の啓発を図るため、講演会や研修会の充実を図るとともに、広報やホームページを通じ児童虐待防止意識を啓発する。	研修会 年間1回 広報 年間1回 市HP 常時	研修会 年間1回 広報 年間1回 市HP 常時	
46	育児支援事業の推進	実施	継続	保健センター こども支援課
	子育ての支援が必要でありながら、支援サービスを求めることが困難な世帯に訪問員を派遣し、育児や家事等の援助、育児相談を行い、家庭での安定した児童の養育などを支援する。			

事業 番号	事業名	評価指標（事業レベル）		所管課
	事業概要	基準値 (平成25年度実績)	目標値 (平成31年度)	
47	(新)子育て短期支援事業（ショートステイ）の推進	年間利用日数		こども支援課
	保護者の疾病や仕事などのやむを得ない理由により、児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育を行う。	未実施	60日	
48	ドメスティック・バイオレンス（DV）の相談支援体制の充実	実施	拡充	女性センター 関係課
	児童虐待と密接に関連するDVの相談に適切に対応し被害を防止するため、相談者の支援体制の充実を図る。			

2 ひとり親家庭への支援の充実

離婚件数や児童扶養手当の受給者数等は増加の状況を示しており、市内におけるひとり親家庭も同様に年々増加しています。

子どもは、家庭の事情にかかわらず、健やかな環境のもとで育てられる必要があります。相談体制の充実や就労支援、経済的支援など、ひとり親家庭に対する総合的な支援を進めます。

《主な事業》

事業 番号	事業名	評価指標（事業レベル）		所管課
	事業概要	基準値 (平成25年度実績)	目標値 (平成31年度)	
49	児童扶養手当の支給	実施	継続	こども支援課
	ひとり親家庭や保護者が重度の心身障害を持つ家庭等で、18歳になる年の年度末までの児童を養育している者に手当を支給する。			
50	ひとり親家庭等医療費の助成	実施	継続	こども支援課
	ひとり親家庭等の保護者の経済的負担の軽減を図り、安心して医療にかかることができるように、医療費の保険診療の自己負担分を助成する。			

事業 番号	事業名	評価指標（事業レベル）		所管課
	事業概要	基準値 (平成25年度実績)	目標値 (平成31年度)	
5 1	ひとり親家庭への各種助成制度の周知	実施	継続	こども支援課
	対象者を的確に把握し、制度の周知を図る。			
5 2	ひとり親家庭の就労支援	実施	継続	こども支援課
	ひとり親家庭の就労による自立をサポートするため、情報の提供や相談、高等職業訓練促進給付金の支給等を行う。			
5 3	母子寡婦福祉団体の活動支援	実施	継続	こども支援課
	母子家庭等の生活の安定と福祉の増進を図るため、母子寡婦福祉団体が実施する母子寡婦福祉事業活動への支援を行う。			

3 配慮が必要な子どもへの支援

障害のある子どもへの支援については、「鶴ヶ島市障害者支援計画」に基づき、各種の施策を実施しています。心身に障害のある子ども（人）も障害のない子ども（人）も同等に、権利と義務を持った市民として尊重されるとともに、社会の一員として、自らの選択によって自分らしく地域で生きいきと暮らせる環境づくりを進めます。

《主な事業》

事業 番号	事業名	評価指標（事業レベル）		所管課
	事業概要	基準値 (平成25年度実績)	目標値 (平成31年度)	
54	発達障害の情報提供と相談支援体制の充実	実施	継続	障害者福祉課 こども支援課 保健センター 教育センター
	親や子どもの発達障害等が原因で子どもの養育が困難な家庭に対し、障害の早期発見に努めるとともに、相談やサービス・施設等の情報提供を行う。			
55	発育支援センター事業の充実	実施	継続	こども支援課
	心身に障害または発達に遅れのある児童に対して、基本的な生活習慣を身につけることや集団での適応性を高めるため、通所指導や外来指導、親子教室などを実施する。			
56	幼児期の教育・保育施設への障害のある子の受け入れ体制の充実	実施	継続	こども支援課
	幼稚園、保育所（園）及び認定こども園などの関係機関と連携し、障害のある子の受け入れの充実を図る。			
57	学童保育室への障害のある子の受け入れの体制の充実	実施	継続	こども支援課
	障害のある小学生の放課後対策として、学童保育室への受け入れの充実を図る。			

事業 番号	事業名	評価指標（事業レベル）		所管課
	事業概要	基準値 (平成25年度実績)	目標値 (平成31年度)	
58	特別支援学校在学児の学童保育室への受け入れに伴う運営支援	実施	継続	こども支援課
	特別支援学校に通う子どもの放課後対策として、障害児学童保育室の運営を支援する。			
59	児童館等における障害のある子どもの交流事業の充実	実施	継続	こども支援課 (児童館)
	児童館での障害児交流事業の充実を図り、障害のある子どもの社会参加と理解を深める機会を提供する。			
60	(新)生活困窮家庭の子どもに対する学習支援の推進	未実施	実施	福祉政策課
	子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、生活困窮家庭の子どもを対象にした学習支援を実施する。			

目標4 子育て支援と連携した母子保健の充実

《施策の方向性》

- 1 妊娠から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援
- 2 母子保健対策の充実

1 妊娠から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援

妊娠、出産期から支援を始めることで、児童虐待のリスクが軽減されるという調査結果が示されています。保護者の不安な気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行い、発達段階に応じた子どもとの関わり方や、保護者の学びの支援を充実させます。

《主な事業》

事業番号	事業名 事業概要	評価指標（事業レベル）		所管課
		基準値 (平成25年度実績)	目標値 (平成31年度)	
6 1	出産準備情報の提供	実施	継続	保健センター
	母子健康手帳交付の際、妊娠、出産、育児に関する情報を提供する。			
6 2	妊婦健康診査の実施	受診者数		保健センター
	妊娠中の疾病や異常の早期発見に資するため、妊婦健康診査を実施する。	年間 527人	年間 530人	
6 3	両親学級への参加促進	参加人数		保健センター
	母性の健康保持と増進、母子保健に関する知識普及のために両親対象に実施している「ゆりかご教室」への参加を促進し、両親で共に行う子育ての啓発を行う。	両親の参加組数 年間59組	両親の参加組数 年間80組	
6 4	若年や多胎等の妊婦への支援	実施	継続	保健センター
	出産・育児に対し、不安を抱えやすい若年妊婦や多胎妊婦、外国人妊婦、未入籍妊婦等に対し、相談支援を実施する。			

事業番号	事業名	評価指標（事業レベル）		所管課
	事業概要	基準値 (平成25年度実績)	目標値 (平成31年度)	
65	保健・医療・福祉・教育の連携	実施	継続	保健センター 関係課
	子どもの発育・発達の遅れや親の育児不安等がある人に対し、関係機関と連携を図りながら切れ目のない支援を行う。			

2 母子保健対策の充実

核家族化の進展や地域における近隣のつながりの希薄化などにより、親が子育てや子どもの健康状態等に関する知識を得る機会が少なくなっています。母子保健についての相談事業や乳幼児健康診査などの充実を図り、子どもと親の健康の保持増進に努めます。

《主な事業》

事業番号	事業名	評価指標（事業レベル）		所管課
	事業概要	基準値 (平成25年度実績)	目標値 (平成31年度)	
66	赤ちゃん訪問の推進	訪問件数		保健センター
	子育ての孤立化防止や健康支援を行うことを目的に、生後4か月児までの乳児のいる全世帯を訪問し、子育てに必要な情報提供などを行う。	年間 497件	年間 540件	
67	乳幼児健康診査の実施 乳幼児の成長・発達の重要な月齢に集団健康診査を実施し、疾病の早期発見に努めるとともに、育児不安をもつ親に対する相談を行う。また、未受診児の状況把握に努め、必要に応じ適切な支援を行う。	受診率		保健センター
		4か月児健康診査		
		96.8%	97%	
		1歳6か月児健康診査		
94.3%	96%			
3歳児健康診査		88.7%	90%	
68	発育・発達・育児相談の実施	実施	継続	保健センター
	乳幼児健康診査や親子相談事業等において、乳幼児の発育・発達に関する相談や親の育児相談を行い、必要に応じ適切な支援を行う。			

事業 番号	事業名	評価指標（事業レベル）		所管課
	事業概要	基準値 (平成25年度実績)	目標値 (平成31年度)	
69	予防接種の実施	実施	継続	保健センター
	感染症予防のため、子どもにとって望ましい時期に医療機関において実施する。			
70	歯科保健指導の実施	実施	継続	保健センター
	歯と口の健康に関する正しい知識の普及啓発と歯科疾患の予防を目的に、妊娠期、乳幼児期、学童期において、歯科保健指導を実施する。			
71	妊娠期、乳幼児期の栄養相談・指導の実施	実施	継続	保健センター
	適切な食習慣の確立を図ることを目的に、妊娠期、乳幼児期における栄養相談・指導を実施する。			
72	乳幼児の事故防止対策の啓発	実施	継続	保健センター
	様々な機会を捉え、乳幼児の事故防止や乳幼児突然死症候群、乳幼児揺さぶられ症候群予防のための普及啓発を行う。			
73	小児救急医療体制への支援	実施	継続	保健センター
	初期及び第二次救急医療に関わる小児救急医療体制の確保に努める。			
74	保護者の健康相談の実施	実施	継続	保健センター
	乳幼児健康診査時等の機会を捉え、保護者の健康問題についての相談を行う。			

第4章 幼児期の教育・保育及び地域の 子ども・子育て支援事業の提供体制の整備

1 子ども・子育て支援新制度の全体像

(1) 新制度の目的と主な内容

子ども・子育て支援新制度は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されたもので、次の3つの目標を掲げています。

① 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼稚園と保育園の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ること。

② 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

地域のニーズを踏まえ、幼稚園、保育所、認定こども園及び小規模保育などを計画的に整備し、待機児童の解消や多様な教育・保育の充実を図ること。

③ 地域の子ども・子育て支援の充実

地域のニーズに応じ、子ども・子育てに関する様々なニーズに応えられるように、子ども・子育て支援の充実を図ること。

(2) 新制度の事業体系

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み(法定代理受領)となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

① 子どものための教育・保育給付

■施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。

施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となります。

- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

■地域型保育給付

新制度では、定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

② 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

また、この事業は、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、国の交付金の対象となります。

新制度における事業の体系

子ども・子育て支援給付

■ 施設型給付

- ・認定こども園
- ・幼稚園
- ・保育所

※1 私立幼稚園は、新制度に移行する施設のみ対象。移行しない幼稚園は、現行どおり私学助成を継続。

※2 私立保育園は、現行どおり市町村が保育園に委託費を払う仕組み。

■ 地域型保育給付

- ・小規模保育事業
- ・家庭的保育事業
- ・居宅訪問型保育事業
- ・事業所内保育事業

■ 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援事業（新規）
- ② 地域子育て支援拠点事業（子育てセンター・つどいの広場事業）
- ③ 放課後児童健全育成事業
- ④ 時間外保育事業
- ⑤ 一時預かり事業
- ⑥ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑦ 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ⑧ 病児・病後児保育事業
- ⑨ 妊婦健康診査事業
- ⑩ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑪ 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

(3) 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準にもとづき、保育の必要性を認定したうえで、給付する仕組みとなります。

■認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 特定地域型保育事業

■認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては、以下の3点について基準を設定します。

事 由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労形態で就労している場合 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして本市が定める事由
区 分※	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 (おおむね月120時間以上) ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (おおむね月120時間未満。本市では、下限時間を月64時間以上と設定)
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

※ 区分は、月単位の保育の必要量に関する区分です。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計及び提供区域

(1) ニーズ量の推計の手順及び確保方策の検討

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象者とした「平成25年度鶴ヶ島市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果」をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、その結果に現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況や地域子ども・子育て支援事業の利用実績等を勘案して設定しました。

また、確保の方策は、特定教育・保育施設のほか、新制度に移行しない幼稚園、地域型保育事業及び他市町の施設等への入園の状況や、新しく開設される認定こども園での子どもの受け入れ体制等も勘案しています。

さらに、小学校就学前子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用できるよう、計画的に整備を行います。

(2) 教育・保育の提供区域

当市の教育・保育の提供区域については、

- ① 市域が17.73平方キロメートルと比較的狭く、居住地区を越えた施設利用の実態があること
 - ② 居住地域ごとの人口変動に左右されることなく、需要推計を比較的立てやすいため、計画的に対応することができること
 - ③ 市民にとってわかりやすい区域であること
- などから、「市全域」を1区域として設定します。

ただし、学童保育室については、8つの小学校区ごとに分かれて入室しているため、8区域（小学校区）に分けて見込み量と確保提供数を記載します。

3 幼児期の教育・保育施設の提供体制

(1) 幼稚園・認定こども園（1号、2号認定）

学校教育法にもとづく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。預かり保育を行っている園もあります。

【確保の方策】

<現状>

- 幼稚園就園奨励費補助金制度により、就園児の保育料及び入園料の補助を実施しています。
- 幼稚園預かり保育事業費補助金制度により、預かり保育事業に対し施設への補助を実施しています。

<平成27年度>

- （仮称）認定こども園つるがしま白百合幼稚園の整備により、2号認定の提供体制が拡充されます。

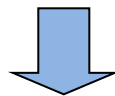
<平成27年度～平成31年度>

- 幼稚園に認定こども園への移行情報を提供し、新制度への的確な対応を進めます。

幼稚園の年度別見込量と確保提供総数(計画変更前)

単位:人

	現 状	推 計				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計総数	1,124	1,059	1,015	975	941	912
1号認定	1,006	921	882	848	818	793
2号認定	118	138	133	127	123	119
②確保提供総数	1,550	1,550	1,335	1,215	1,215	1,215
1号認定	1,550	1,470	1,040	720	720	720
2号認定	0	80	295	495	495	495
不足(②-①)	-	-	-	-	-	-



幼稚園の年度別見込量と確保提供総数(変更後計画)

単位:人

	現 状	推 計				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計総数	1,124	1,059	1,015	1,550	1,555	1,522
1号認定	1,006	921	882	1,505	1,480	1,370
2号認定	118	138	133	45	75	152
②確保提供総数	1,550	1,550	1,335	1,550	1,555	1,522
1号認定	1,550	1,470	1,040	1,505	1,480	1,370
2号認定	0	80	295	45	75	152
不足(②-①)	-	-	-	0	0	0

凡例「-」: 不足なし 「▲」: 不足数

(2) 認可保育所（2号認定）

保護者の就労等で、家庭で子ども（3歳以上）を養育することができない場合に、保護者の代わりに保育する施設です。

【確保の方策】

<現状>

- 保育所（園）の拡充を図るとともに、国の通知に基づき、入所者数については定員を上回る弾力的な受け入れを実施しています。
- 富士見保育所の建て替えを行っています。
- （仮称）鶴ヶ島みどり保育園の整備への支援を実施しています。

<平成27年度>

- （仮称）鶴ヶ島みどり保育園開所により、3歳以上の定員を52名拡大します。

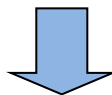
<平成28年度～平成31年度>

- 提供体制が確保されているため、定員構成を見直すことにより効率的な保育に努めます。

認可保育所等の年度別見込量と確保提供総数(計画変更前)

単位:人

	現 状	推 計				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計総数	611	592	567	545	526	509
2号認定	611	592	567	545	526	509
②確保提供総数	591	641	650	672	648	618
2号認定	591	641	650	672	648	618
不足(②-①)	▲ 20	-	-	-	-	-



認可保育所等の年度別見込量と確保提供総数(変更後計画)

単位:人

	現 状	推 計				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計総数	611	592	567	643	660	660
2号認定	611	592	567	643	660	660
②確保提供総数	591	641	650	643	660	660
2号認定	591	641	650	643	660	660
不足(②-①)	▲ 20	-	-	0	0	0

(3) 認可保育所等（3号認定）

保護者の就労等で、家庭で子ども（0～2歳）を養育することができない場合に、保護者の代わりに保育する施設です。

【確保の方策】

<現状>

- 保育所（園）の拡充を図るとともに、国の通知に基づき、入所者数については定員を上回る弾力的な受け入れを実施しています。
- 富士見保育所の建て替えを行っています。
- （仮称）鶴ヶ島みどり保育園・（仮称）認定こども園つるがしま白百合幼稚園の整備への支援を実施しています。

<平成27年度>

- 建て替え工事後の富士見保育所で低年齢児の受け入れを拡大します。
- （仮称）鶴ヶ島みどり保育園開所により、0～2歳の定員を38名拡大します。
- （仮称）認定こども園つるがしま白百合幼稚園で低年齢児33名の定員拡大をします。

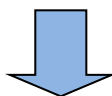
<平成28年度～平成31年度>

- 幼稚園に認定こども園への移行情報を提供し、低年齢児の提供体制の確保に努めます。
- 認可保育園での定員構成の見直しを行い、低年齢児の提供体制の確保に努めます。
- 小規模保育事業及び事業所内保育等での、低年齢児の提供体制の確保に努めます。

認可保育所等の年度別見込量と確保提供総数(計画変更前)

単位:人

	現 状	推 計				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計総数	413	548	530	514	498	484
3号認定（0歳）	69	120	116	113	109	107
3号認定（1・2歳）	344	428	414	401	389	377
②確保提供総数	334	401	494	540	540	540
3号認定（0歳）	61	64	78	98	98	98
3号認定（1・2歳）	273	337	365	391	391	391
地域型保育事業	0	0	51	51	51	51
不足(②-①)	▲79	▲147	▲36	-	-	-



認可保育所等の年度別見込量と確保提供総数(変更後計画)

単位:人

	現 状	推 計				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計総数	413	548	530	458	471	523
3号認定（0歳）	69	120	116	84	87	93
3号認定（1・2歳）	344	428	414	374	384	430
②確保提供総数	334	401	494	458	471	523
3号認定（0歳）	61	64	78	64	67	70
3号認定（1・2歳）	273	337	365	305	315	345
地域型保育事業	0	0	51	89	89	108
不足(②-①)	▲79	▲147	▲36	0	0	0

4 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

(1) 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【確保の方策】

<現状>

- 現在、該当事業はありません。
- 平成27年度から始まる新制度において、幼児期の教育・保育施設の利用について「施設型給付」等がスタートするため、子どもの施設利用にあたっての相談のニーズが高まると予想されます。
- 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果では、子育てについて、気軽に相談できる場所が求められています。

<平成27年度>

- 子育て支援に対する総合的な相談及び案内を行う利用者支援事業の検討を行います。

<平成28年度～平成31年度>

- 利用者支援事業を実施します。

利用者支援事業の年度別見込みと確保提供総数

単位:箇所数

	利用者支援事業	現状 (H26実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1区域 合計	① 量の見込み	0	0	1	1	1	1
	② 確保提供総数	0	0	1	1	1	1
	不足(②-①)		-	-	-	-	-

(2) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、主に乳幼児（0歳～3歳）とその保護者に対する育児支援を目的とした事業です。親子が気軽に集まって交流できる場の提供や子育て相談、親子遊びなどの催し、子育て情報の提供などを行っています。

子どもと一緒に遊ぶ中で、親同士も情報交換や友達づくりができ、親子で楽しく過ごせる事業です。

【確保の方策】

<現状>

- 市内には、地域子育て支援拠点として、「子育て支援センター」が3か所（鶴ヶ島子育てセンター、第二はちの巣子育てセンター、かこのこ子育てセンター）、「つどいの広場」が2か所（鶴ヶ島西つどいの広場、上広谷児童館つどいの広場）あります。年間15,000人以上の親子が利用しています。
- 子育て支援に関する交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等の実施を行っています。

<平成27年度～平成31年度>

- 施設により利用者数が異なるので、事業の積極的な周知を行います。
- 良質かつ適切な子ども・子育て施設の環境づくりや、事業の質の向上に努めます。
- 中学校区に1か所という現在の配置を維持しつつ、より親子が交流しやすい場で事業が提供できるよう改善に努めます。

地域子育て支援拠点事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：人

	地域子育て支援 拠点事業	現状 (H25実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1区域 合計	① 量の見込み	15,153	15,137	13,877	12,629	11,477	10,457
	② 確保提供総数	15,153	15,137	13,877	12,629	11,477	10,457
	不足(②-①)	-	-	-	-	-	-

(3) 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）

仕事などにより、昼間保護者が家庭にいない児童を対象に、遊びや生活の場を提供します。市内8小学校区ごとに児童が入室する学童保育室があり、小学校の敷地内または近接して設置されています。

【確保の方策】

<現状>

- 市内8小学校区に、現在12か所の学童保育室を設置し、事業を行っています。
- 入室児童数は年々増加していますが、施設の拡充等により待機児童は生じていません。
- 児童数の増加が見込まれる小学校区の学童保育室については、入室児童の受け入れのため、計画的に施設の整備を行っていく必要があります。
- 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、運営していくこととなります。

<平成27年度～平成31年度>

- 杉下小学校区の入室児童数の増加に対応するため、学童保育室の整備を進めます。
- 利用希望児童数の変化に対応し、施設の新たな整備・統合の検討を行います。
- 長期休業中（夏休み等）のみの学童保育事業について検討を行います。
- 放課後子ども総合プランの推進を図るため、すべての就学児童を対象として多様な体験や活動の機会を提供する放課後子ども教室と学童保育事業の連携を検討します。

放課後児童健全育成事業の年度別見込量と確保提供総数（計画変更前）

単位：人

	(低)1～3年生 (高)4～6年生	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
合計	① 量の見込み(低)	504	497	486	481	471
	① 量の見込み(高)	267	263	257	254	249
	② 確保提供総数(低)	504	497	486	481	471
	② 確保提供総数(高)	267	263	257	254	249
	不足(②－①)	-	-	-	-	-



放課後児童健全育成事業の年度別見込量と確保提供総数（変更後計画）

単位：人

	(低)1～3年生 (高)4～6年生	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
合計	① 量の見込み(低)	504	497	562	604	634
	① 量の見込み(高)	267	263	301	325	340
	② 確保提供総数(低)	510	527	562	604	634
	② 確保提供総数(高)	262	273	301	325	340
	不足(②－①)	-	-	-	-	-

放課後児童健全育成事業 (小学校区ごと)
変更後計画

放課後児童健全育成事業の年度別見込量と確保提供総数

単位:人

	(低)1~3年生 (高)4~6年生	H28実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
鶴ヶ島 第一小 小学校区	現行提供数見込(低)	-	64	65	61	60	58
	現行提供数見込(高)	-	33	35	33	31	30
	変更後計画案(低)	59	50	59	70	75	79
	変更後計画案(高)	41	49	41	36	39	41
	不足(②-①)	-	2	0	-	-	-

単位:人

	(低)1~3年生 (高)4~6年生	H28実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
鶴ヶ島 第二小 小学校区	現行提供数見込(低)	-	45	47	46	47	43
	現行提供数見込(高)	-	24	25	24	25	23
	変更後計画案(低)	42	34	42	50	57	60
	変更後計画案(高)	20	18	20	16	20	20
	不足(②-①)	-	▲17	▲10	-	-	-

単位:人

	(低)1~3年生 (高)4~6年生	H28実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
新町小 小学校区	現行提供数見込(低)	-	77	71	62	55	54
	現行提供数見込(高)	-	42	36	33	30	29
	変更後計画案(低)	91	89	91	72	69	72
	変更後計画案(高)	40	47	40	60	60	62
	不足(②-①)	-	17	24	-	-	-

単位:人

	(低)1~3年生 (高)4~6年生	H28実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
杉下小 小学校区	現行提供数見込(低)	-	77	80	86	88	89
	現行提供数見込(高)	-	41	43	45	47	47
	変更後計画案(低)	97	100	97	99	105	107
	変更後計画案(高)	49	31	49	58	62	64
	不足(②-①)	-	13	23	-	-	-

単位:人

	(低)1~3年生 (高)4~6年生	H28実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
長久保 小学校 区	現行提供数見込(低)	-	51	49	49	52	50
	現行提供数見込(高)	-	27	26	26	27	26
	変更後計画案(低)	43	49	43	47	60	65
	変更後計画案(高)	21	18	21	30	39	42
	不足(②-①)	-	▲11	▲11	-	-	-

単位:人

	(低)1~3年生 (高)4~6年生	H28実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
栄小学 校区	現行提供数見込(低)	-	68	66	65	65	63
	現行提供数見込(高)	-	36	35	35	34	34
	変更後計画案(低)	45	45	45	63	67	77
	変更後計画案(高)	36	36	36	26	30	33
	不足(②-①)	-	▲23	▲20	-	-	-

単位:人

	(低)1~3年生 (高)4~6年生	H28実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
藤小学 校区	現行提供数見込(低)	-	67	63	60	56	54
	現行提供数見込(高)	-	35	33	31	29	29
	変更後計画案(低)	79	72	79	90	97	103
	変更後計画案(高)	37	43	37	44	49	51
	不足(②-①)	-	13	20	-	-	-

単位:人

	(低)1~3年生 (高)4~6年生	H28実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
南小学 校区	現行提供数見込(低)	-	55	56	57	58	60
	現行提供数見込(高)	-	29	30	30	31	31
	変更後計画案(低)	71	71	71	71	69	67
	変更後計画案(高)	29	20	29	31	31	31
	不足(②-①)	-	7	14	-	-	-

(4) 時間外保育事業（保育所等）

通常の保育時間の前後に、保育所が在籍児を対象に預かる事業です。本市では、仕事や一時的な用事などに応じて、延長保育を実施しています。

【確保の方策】

<現状>

- 時間外保育事業は、全園（12園）で実施しており、平成25年度実績の登録児童数は494人です。
- 延長時間は30分が2施設、1時間が6施設、1時間30分が1施設、2時間が1施設、2時間30分が2施設です。
- わかば保育ステーションは、2時間30分実施しています。

<平成27年度>

- 新規に開設予定の（仮称）鶴ヶ島みどり保育園、及び（仮称）認定こども園つるがしま白百合幼稚園でも実施する予定です。

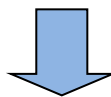
<平成28年度～平成31年度>

- 時間外保育のニーズは確保されていますが、需要があれば時間の拡大等について保育所と調整を図っていきます。

時間外保育事業の年度別見込量と確保提供総数(計画変更前)

単位:人

	時間外保育事業	現状 (H25実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1区域 合計	① 量の見込み	494	653	629	606	587	569
	② 確保提供総数	494	653	629	606	587	569
	不足(②-①)	-	-	-	-	-	-



時間外保育事業の年度別見込量と確保提供総数(変更後計画)

単位:人

	時間外保育事業	現状 (H25実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1区域 合計	③ 量の見込み	494	653	629	650	650	650
	④ 確保提供総数	494	653	629	650	650	650
	不足(②-①)	-	-	-	-	-	-

(5)-1 一時預かり事業（幼稚園在園児対象の一時預かり）

幼稚園在園児対象の一時預かり事業は、認定こども園等が主に園児（教育標準時間認定の子ども）を対象に行うものです。

また、「施設型給付」を受けない幼稚園でも園児を対象とした「一時預かり事業」の実施をします。

【確保の方策】

<現状>

- 幼稚園における預かり保育については、市内の全幼稚園（6園）で実施しており、平成25年度実績の延べ利用児童数は28,836人です。
- 年々利用人数はふえているが、利用希望に対して、すべて対応できており、現在、確保については充足しています。

<平成27年度～平成31年度>

- 幼稚園の預かり保育を拡大させ、在園児だけでなく、地域の子どもたちが利用できるよう、協議していきます。

一時預かり事業の年度別見込みと確保提供総数

単位：人

	(1)1号認定 (2)2号認定	現状 (H25実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1区域 合計	① 量の見込み(1)	2,883	3,263	3,126	3,004	2,900	2,808
	② 確保提供総数(1)	2,883	3,263	3,126	3,004	2,900	2,808
	不足(②-①)	-	-	-	-	-	-
	③ 量の見込み(2)	25,953	29,797	28,546	27,434	26,478	25,644
	④ 確保提供総数(2)	25,953	29,797	28,546	27,434	26,478	25,644
	不足(④-③)	-	-	-	-	-	-

(5)-2 一時預かり事業（保育所等）

保育所等で実施する一時預かり事業は、病気やけがによる通院、保育認定の対象にならない就労等の理由により、幼稚園、保育所（園）在園児以外の児童が家庭での養育が困難になった場合に一時預かりを行うものです。

【確保の方策】

<現状>

- 保育所（園）等における預かり保育については、公立1園と民間3園及び、わかば保育ステーションの計5か所で実施しており、平成25年度実績の延べ利用児童数は6,893人です。
- 年々利用人数は増えていますが、現在、市全体としての定員は充足しています。

<平成27年度>

- 新規に開設予定の（仮称）鶴ヶ島みどり保育園でも実施する予定です。

<平成28年度～平成31年度>

- 保育所等の一時預かり事業を拡充させ、在園児だけでなく、地域の子どもたちが利用できるよう、協議していきます。

一時預かり事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：人

	一時預かり事業	現状 (H25実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1区域 合計	① 量の見込み	6,893	6,456	6,222	6,003	5,808	5,637
	② 確保提供総数	6,893	6,456	6,222	6,003	5,808	5,637
	不足(②-①)	—	—	—	—	—	—

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、子育ての援助を依頼したい利用会員と、子育ての援助をしたい提供会員に登録してもらい、会員間の援助活動の調整を行うことで子育てを応援する制度です。保育所や幼稚園等への送迎や保育終了後の子どもの預かり、冠婚葬祭・学校行事への参加などによる一時的な子どもの預かりなどを行っています。

【確保の方策】

<現状>

- ファミリー・サポート・センター事業の平成25年度末会員数は、利用会員173人、提供会員73人、両方会員11人、計257人となっています。
- 利用の申し込みには、すべて対応できており、現在、提供会員は充足していますが、今後の利用増に備え、提供会員の拡充に努める必要があります。
- 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果では、利用料金が高く利用しづらいという意見も多くありました。

<平成27年度>

- 提供会員の増員を図るため、参加しやすい保育サービス講習会の開催方法を検討します。
- 利用しやすい利用料金について検討を行います。

<平成28年度～平成31年度>

- 提供会員の増員を図り、ニーズに応じたファミリー・サポート・センター事業を実施していきます。

ファミリー・サポート・センター事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：件

	(未)未就学児 (就)就学児	現状 (H25実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1区域 合計	① 量の見込み(未)	508	600	600	600	600	600
	① 量の見込み(就)	86	85	81	78	75	73
	② 確保提供総数(未)	508	600	600	600	600	600
	② 確保提供総数(就)	86	85	81	78	75	73
	不足(②-①)	-	-	-	-	-	-

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、または育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で宿泊を伴って一時的に（原則7日間）預かることができる事業です。

【確保の方策】

<現状>

- 現在、該当事業はありません。
- 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果では、子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなかった家庭が一定数あり、潜在的なニーズはあるものと考えます。
- 児童虐待防止（夜間放置の未然防止）の観点からも、事業の整備が必要と考えます。

<平成27年度>

- 子育て短期支援事業の検討を行います。

<平成28年度～平成31年度>

- 事業の委託先を確保し、子育て短期支援事業を実施します。

子育て短期支援事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：日

	子育て短期支援事業	現状 (H26実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1区域 合計	① 量の見込み	0	69	66	64	62	60
	② 確保提供総数	0	0	60	60	60	60
	不足(②-①)		▲69	▲6	▲4	▲2	-

(8) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気や病気の回復期にある子どもを対象として、保育所等での集団保育が困難な場合で、かつ保護者の就労等の事情により家庭で養育ができないときに、一時的に保育を行う事業です。

【確保の方策】

<現状>

- 現在、市で対応が可能な事業としては、ファミリー・サポート・センター事業で提供会員を子どもの自宅に派遣する病後児預かりがあります。
- 子ども・子育て支援に関するアンケート調査では、病児・病後児保育の利用希望はあるが、病気の子どもを他人にみてもらうのは不安なので、小児科等の施設に併設した場所での保育を希望する人の割合が高いという結果になっています。
- 市内の病院で病児・病後児保育を行っている所が1か所あり、1日当たり平均1.5人の児童が利用しています。

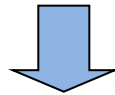
<平成27年度～平成31年度>

- 病児・病後児保育事業の拡充に向け、関係機関と連携し検討します。

病児・病後児保育事業の年度別見込量と確保提供総数(計画変更前)

単位:人

	病児・病後児保育事業	現状 (H25実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1区域	① 量の見込み	0	686	661	637	616	598
	②確保数(施設型)	0	0	0	632	611	593
合計	②確保数(ファミサポ)	1	5	5	5	5	5
	不足(②-①)	-	▲681	▲656	-	-	-



病児・病後児保育事業の年度別見込量と確保提供総数(変更後計画)

単位:人

	病児・病後児保育事業	現状 (H25実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1区域	① 量の見込み	0	686	661	815	815	815
	②確保数(施設型)	0	0	0	810	810	810
合計	②確保数(ファミサポ)	1	5	5	5	5	5
	不足(②-①)	-	▲681	▲656	-	-	-

(9) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【確保の方策】

<現状>

- 実施場所：市が委託契約を締結した医療機関及び助産所
- 実施内容：厚生労働省が、標準的な健診回数として定める14回分の妊婦健康診査について、公費助成。
- 検査項目：基本的な妊婦健康診査（診察、血圧・体重測定、尿検査など）、血液検査、子宮頸がん検診、各種感染症検査、超音波検査等
- 実施時期：受診票の有効期間は、交付の日から出産前の妊婦健康診査まで

<平成27年度～平成31年度>

- 国の法令等に従い、適切に妊婦健康診査事業を実施します。

妊婦健康診査事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：人

	妊婦健康診査事業	現状 (H25実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1区域 合計	① 量の見込み	527	530	530	530	530	530
	② 確保提供総数	527	530	530	530	530	530
	不足(②-①)	-	-	-	-	-	-

※妊婦健康診査の見込み及び提供数については、妊婦健康診査1回目受診者数を計上

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【確保の方策】

<現状>

- 赤ちゃんが生まれた世帯に対し、母子保健推進員、赤ちゃん訪問員、保健師等による全戸訪問を実施しています。
- 里帰り出産の場合等は、里帰り先の市町村の保健師に依頼して訪問してもらうなど、全ての世帯が訪問を受けられるように努めています。

<平成27年度～平成31年度>

- 対象者に事業の趣旨や訪問を受けることの必要性を理解してもらえよう、母子健康手帳交付や出生届受理等の機会を活用して本事業の積極的な周知を図るとともに、事前に訪問日時の同意を得るよう調整するなど、対象家庭や地域の実情に応じて訪問を受けやすい環境づくりを進めます。
- 支援が必要な家庭を早期に把握し、適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を進めます。

乳児家庭全戸訪問事業の年度別見込量と確保提供総数

単位:人

	乳児家庭全戸訪問事業	現状 (H25実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1区域 合計	① 量の見込み	536	540	540	540	540	540
	② 確保提供総数	497	540	540	540	540	540
	不足(②-①)	▲39	-	-	-	-	-

(11) 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その家庭を訪問し、家事・育児の援助や養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【確保の方策】

<現状>

- 保健センターでは、産後子育てに不安のある家庭などに対し育児支援家庭訪問員や育児支援サポーターを派遣し、子育ての負担軽減を図っています。
- 平成25年度実績では、14世帯に対し、延べ160件、育児支援家庭訪問員や育児支援サポーターを派遣しています。

<平成27年度>

- これまでの産後の体調や子育てに不安のある家庭等に加えて、要保護児童に対する支援の充実を図るため、児童虐待のリスクが高いと判断される家庭に対して育児支援家庭訪問員や育児支援サポーターを派遣できるよう、こども支援課と連携して支援方策の拡充を検討します。

<平成28年度～平成31年度>

- 要保護児童や養育不安がある家庭も対象に含めた育児支援事業を実施します。

育児支援事業の年度別見込みと確保提供総数

単位:件

	育児支援事業	現状 (H25実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1区域 合計	① 量の見込み	160	165	176	187	198	209
	② 確保提供総数	160	165	176	187	198	209
	不足(②-①)	-	-	-	-	-	-

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、市町村が定める基準に該当するものにかかる支給認定子どもが、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育または特例保育を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または特定教育・保育等にかかる行事への参加に要する費用、その他これらに類する費用として市町村が定めるものの全部または一部を助成する事業です。

【確保の方策】

<現状>

- 子ども・子育て支援新制度による新規事業のため、現在該当事業はありません。

<平成27年度～平成31年度>

- 国の動向に応じて助成を検討していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のために、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所及び小規模保育などの設置を促進していく事業です。

【確保の方策】

<現状>

- 子ども・子育て支援新制度による新規事業のため、現在該当事業はありません。

<平成27年度～平成31年度>

- 国の動向に応じて検討していきます。

第5章 計画の推進

1 計画の推進

本計画の推進にあたっては、子育て家庭や関係機関など広く市民への周知に努めます。また、関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携し、鶴ヶ島市児童福祉審議会等で様々な方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

さらに、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業への的確な反映に努めるとともに、新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

2 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を行うために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、鶴ヶ島市児童福祉審議会において、施策の実施状況について点検、評価し、その結果を公表し、それに基づき対策を実施するものとします。

3 国・県等との連携

計画に掲げる取組については、市が単独で実施するもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国、県及び近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

また、児童虐待防止、社会的養護体制及びひとり親家庭の自立支援等について、専門的かつ広域的な観点から県と連携しながら施策を実施します。

1 計画策定組織委員名簿

(1) 鶴ヶ島市子ども・子育て支援協議会

任期：平成25年8月22日～平成26年6月23日

区分	役職	氏名	備考
医療保健関係者	医師（坂戸鶴ヶ島医師会推薦）	富田 幸八郎	会長
社会福祉団体 関係者	鶴ヶ島市社会福祉協議会理事	後口 修	副会長
	鶴ヶ島市主任児童委員	藤廣 智恵子	
教育・保育施設 関係者	私立幼稚園協会長 つるがしま白百合幼稚園理事長補佐	伊東 昇	
	第二はちの巣保育園園長	大竹 はつ代	
地域活動団体 (子育て支援) 関係者	NPO法人鶴ヶ島なごみ理事	高比良 玲子	
	NPO法人鶴ヶ島市学童保育の会副理事長	小谷野 美恵	
教育関係者	鶴ヶ島第一小学校校長	伏見 隆一	
企業・労働 関係者	鶴ヶ島市商工会青年部副部長	森治 高央	
	東光労働組合副執行委員長	梶原 健太	
子育て中の 市民代表	公募	松本 由紀子	
	公募	杉浦 慎也	H26.1.17 退任

(2) 鶴ヶ島市児童福祉審議会

任期：平成26年6月26日～平成28年6月25日

区分	役職	氏名	備考
医療保健関係者	医師（坂戸鶴ヶ島医師会推薦）	富田 幸八郎	委員長
社会福祉団体 関係者	鶴ヶ島市社会福祉協議会理事	後口 修	副委員長
	鶴ヶ島市主任児童委員	藤廣 智恵子	
教育・保育施設 関係者	私立幼稚園協会長 つるがしま白百合幼稚園理事長補佐	伊東 昇	
	第二はちの巣保育園園長	大竹 はつ代	
地域活動団体 （子育て支援） 関係者	NPO法人鶴ヶ島なごみ理事	高比良 玲子	
	NPO法人鶴ヶ島市学童保育の会理事	小谷野 美恵	
教育関係者	鶴ヶ島第一小学校校長	伏見 隆一	
企業・労働 関係者	鶴ヶ島市商工会青年部副部長	森治 高央	
	東光労働組合副執行委員長	梶原 健太	
子育て中の 市民代表	公募	松本 由紀子	

※ 役職名は委嘱時点のものとなっており、NPO法人鶴ヶ島市学童保育の会は、平成26年8月からNPO法人カローレに名称変更となっています。

(3) 鶴ヶ島市子ども・子育て支援事業計画策定委員会

任期：平成26年9月17日～平成27年3月31日

氏名	職名等	備考
萩原 良智	総合政策部長	
有路 直樹	総務部長	
高篠 正己	市民生活部長	
山田 祐之	市民生活部参事	
三村 勝芳	健康福祉部長	委員長
平井 教子	健康福祉部参事	副委員長
新井 順一	都市整備部長	
細川 滋	教育部長	
串田 功	教育部参事	

2 計画策定経過

平成25年度

6月10日 ～6月26日	鶴ヶ島市子ども・子育て支援に関するアンケート調査 (幼稚園利用保護者調査) 実施
8月22日	子ども・子育て支援協議会委員委嘱式 第1回子ども・子育て支援協議会
10月17日	第2回子ども・子育て支援協議会
11月8日～ 11月22日	鶴ヶ島市子ども・子育て支援に関するアンケート調査実施 (就学前児童保護者調査及び学童保育室利用保護者調査)
3月27日	第3回子ども・子育て支援協議会

平成26年度

6月26日	児童福祉審議会委員委嘱式 第1回児童福祉審議会
7月24日	第2回児童福祉審議会
10月 2日	第3回児童福祉審議会
10月 3日	第1回子ども・子育て支援事業計画策定委員会
11月19日	第2回子ども・子育て支援事業計画策定委員会
11月20日	第4回児童福祉審議会
12月22日 ～1月16日	計画(案)に対する市民コメントの実施
2月19日	第5回児童福祉審議会

資料 1

市の人口・児童福祉対象者数等の推移

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
市の人口 (4/1現在)	69,173	69,777	69,722	69,788	69,905	69,776	69,770	69,934	70,198	70,142
高齢者数 (65歳以上)	8,420	9,123	9,909	10,743	11,617	12,327	12,795	13,605	14,831	15,849
高齢化率 (%)	12.17%	13.07%	14.21%	15.39%	16.62%	17.67%	18.34%	19.45%	21.13%	22.60%
高齢者数 (75歳以上)	3,037	3,195	3,381	3,595	3,782	4,041	4,346	4,664	5,040	5,404
75歳以上割合 (%)	4.39%	4.58%	4.85%	5.15%	5.41%	5.79%	6.23%	6.67%	7.18%	7.70%
生産年齢人口 (15歳～64歳)	50,859	50,710	49,884	49,066	48,327	47,655	47,253	46,699	45,846	44,960
生産年齢人口割合 (%)	73.52%	72.67%	71.55%	70.31%	69.13%	68.30%	67.73%	66.78%	65.31%	64.10%
年少人口数 (0歳～14歳)	9,894	9,944	9,929	9,979	9,961	9,794	9,722	9,630	9,521	9,333
年少人口割合 (%)	14.30%	14.25%	14.24%	14.30%	14.25%	14.04%	13.93%	13.77%	13.56%	13.31%
未就学児童数 (0～5歳)	4,089	4,168	4,116	4,068	3,972	3,818	3,665	3,601	3,502	3,354
未就学児童数割合	5.91%	5.97%	5.90%	5.83%	5.68%	5.47%	5.25%	5.15%	4.99%	4.78%
合計特殊出生率 (市) ※年単位	1.18	1.33	1.20	1.20	1.18	1.32	1.15	1.19	1.15	—
合計特殊出生率 (県)	1.22	1.24	1.26	1.28	1.28	1.32	1.28	1.29	1.33	—
合計特殊出生率 (国)	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	—
出生数	633	702	659	636	612	578	552	541	542	—
小学校 1年生 (5/1現在)	684	606	667	700	700	660	674	596	629	621
小学校 2年生 (5/1現在)	641	681	609	678	701	693	657	682	602	630
小学校 3年生 (5/1現在)	647	650	677	607	686	698	696	663	690	601
小学校 4年生 (5/1現在)	614	630	649	682	618	679	697	694	669	696
小学校 5年生 (5/1現在)	657	609	631	647	680	616	674	697	704	673
小学校 6年生 (5/1現在)	644	655	610	639	649	673	622	667	699	708
小学生計	3,887	3,831	3,843	3,953	4,034	4,019	4,020	3,999	3,993	3,929
中学校 1年生 (5/1現在)	590	601	613	572	606	602	640	599	629	653
中学校 2年生 (5/1現在)	596	595	608	607	572	602	608	642	600	626
中学校 3年生 (5/1現在)	598	592	589	612	611	572	605	612	638	602
中学生計	1,784	1,788	1,810	1,791	1,789	1,776	1,853	1,853	1,867	1,881
小・中学生合計	5,671	5,619	5,653	5,744	5,823	5,795	5,873	5,852	5,860	5,810

未就学児童数 (0~5歳) ① 再掲	4,089	4,168	4,116	4,068	3,972	3,818	3,665	3,601	3,502	3,354
保育所 (園) 数 (川鶴)	10	11	11	11	11	12	12	12	12	12
保育所 (園) 定員	710	770	800	800	820	880	885	885	925	925
保育所入所者数 (4/1現在) ②	778	806	886	885	892	935	939	960	1,000	1,004
入所申込数	785	811	896	920	916	945	952	995	1,022	1,019
入所率 (② ÷ ①)	19.03%	19.34%	21.53%	21.76%	22.46%	24.49%	25.62%	26.66%	28.56%	29.93%
待機児童数 (4/1現在 / 国定義) ③	7	0	0	25	15	0	0	10	3	0
入所保留児童数 (4/1現在) ④	7	5	10	35	24	10	13	35	22	15
待機児童数割合 (③ ÷ ①)	0.17%	0.00%	0.00%	0.61%	0.38%	0.00%	0.00%	0.28%	0.09%	0.00%
入所保留児童数割合 (④ ÷ ①)	0.17%	0.12%	0.24%	0.86%	0.60%	0.26%	0.35%	0.97%	0.63%	0.45%
幼稚園数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
幼稚園定員	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550
幼稚園在籍者数 (5/1現在)	1,153	1,216	1,206	1,222	1,231	1,209	1,196	1,217	1,215	1,170
学童保育入室児童数 (4/1現在)	529	567	622	696	738	715	703	691	741	751
学童保育室数	9	9	9	9	9	12	12	12	12	12
児童館来館者数 (年度合計)	113,936	109,959	110,779	115,187	102,678	101,736	98,189	99,612	101,119	—
脚折児童館 (直営)	22,867	22,681	22,045	21,482	20,066	20,864	19,060	19,384	19,048	—
上広谷児童館 (H19~指定管理)	19,489	19,542	24,839	30,966	31,096	30,242	31,133	32,378	36,584	—
大橋児童館 (H25~指)	33,019	31,356	29,354	26,686	21,412	19,039	20,993	20,756	20,716	—
西児童館 (直営)	38,561	36,380	34,541	36,053	30,104	31,591	27,003	27,094	24,771	—

子ども・子育て支援施策・サービスの現状(平成26年度)

資料2

関係課・機関	妊娠期	出産・乳幼児期(未就学児)		学齢期
		小学校	中学校	
		児童(18歳未満/児童福祉法第4条)		
保健センター	妊娠届→母子健康手帳・マタニティキホルダーの配布	未熟児養育医療給付		
	妊婦健康診査受診票・助成券の交付	赤ちゃん訪問		
	妊産婦・乳幼児の電話相談、訪問指導	予防接種予診票送付(2カ月までに)		
	ゆりかご教室(妊婦・夫/年4回)	4か月児健康診査、もぐもぐ教室(離乳食講習会)		
		10か月児健康相談		
		1歳6か月児健康診査		
		2歳児歯科健康診査		
		3歳児健康診査		
		乳幼児すこやか相談(年6回)		
		親子相談(概ね月2回)		
		育児支援事業(社協一部委託)		
		ふたごちゃん・ママ&パパの集い(年9回)		
	こども支援課		保育所・園(12か所/0歳~5歳)一時預かり(5か所)	
		幼稚園(6か所/3歳~5歳)		
		発育支援センター(通所指導・親子教室等)		
		子育てセンター(3か所)・つどいの広場(2か所)		
		児童館(4館)		
		児童手当・こども医療費		
		児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費		
		ひとり親家庭等自立支援(就業相談・高等職業訓練促進費)		
		幼稚園就園奨励費	埼玉県ひとり親家庭 児童就学支度金制度	
		ファミリー・サポート・センター(社協委託)	学童保育(12か所)	
		家庭児童相談室		
		児童虐待・DV対応(要保護児童等対策地域協議会)		
		青少年健全育成連絡協議会(全市)/青少年健全育成推進協議会(市内5地区)		

学校教育課 教育センター	幼保小連絡協議会	
	小中連携推進委員会	
	教育センター相談(面談・電話・メール)	
	小学校巡回相談	中学校巡回相談
		さわやか相談
	特別支援学級、発達・情緒通級指導教室	
	学級運営補助員の配置	
	ことばの教室	
	教育支援室「アペルト」(不登校児童生徒)	
	就学援助制度(学用品費・修学旅行費等)	
	特別支援教育就学奨励費	入学準備金貸付金(高校)
		入学準備金貸付金(高校・大学等)
	理科観察実験支援員	
	中学校英語教員の配置	
	学習支援員の配置	
算数学力向上支援員の配置		

社会教育課	子ども会育成会連絡協議会 (単位子ども会の支援及びか るた大会等の主催事業等)	ジュニアリーダー養成講習会	つるがしまジュニアサポート クラブ
	PTA連合会の支援		
	親の学習講座の開催		
	家庭教育学級開催の支援		
	つるがしまジュニアサポート クラブ主催事業支援		
	放課後子ども教室運営委員会口		

図書館	ブックスタート事業(保健センターのゆり かご教室での絵本の講話/年4回)	児童書の整備	
		おはなし会(幼児・小学生)	
		ブックスタート事業(4か月児健診時にアドバイスと本を 配布)	
		あかちゃんタイム(乳児・幼児)	
		児童図書展示会	
		推薦図書リストの発行	
		夏休み子ども教室	
		ちんちゃんクラブ	
		読書へのアニメーション	

社会福祉協議会	ふれあいサービス(会員制の市民による支え合い活動)		
	育児支援事業(市から受託)		
	3人乗り自転車貸し出し事業 (満1歳以上6歳未満の幼児2人以上いる世帯)		
	ファミリー・サポート・センター(市から受託)		
	ふれあいいいきサロン(地域交流のためのサロン活動の場)		

資料3

計画期間における各年齢別児童人口の推計

単位：人

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	498	483	467	453	443
1歳	520	504	488	473	459
2歳	531	514	498	483	468
3歳	553	528	510	496	480
4歳	569	549	523	507	491
5歳	593	566	546	521	505
未就学児合計	3,264	3,144	3,032	2,933	2,846
小1	591	583	557	537	513
小2	621	593	585	559	539
小3	636	623	596	587	561
小4	615	637	625	598	590
小5	701	614	637	623	597
小6	675	701	614	636	624
小学生合計	3,839	3,751	3,614	3,540	3,424

- ※ 児童人口推計は、住民基本台帳（平成20～25年度）からコーホート変化率法により推計したものの。
- ※ この人口推計値と、平成25年度に実施した「鶴ヶ島市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果」をもとに、計画期間における教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を推計しました。

鶴ヶ島市子ども・子育て支援事業計画
～ 中間年改訂版 ～

平成30年4月

発行：鶴ヶ島市

埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1

0492-71-1111

編集：鶴ヶ島市健康福祉部こども支援課

